

平成20年第1回太子町議会定例会（第411回町議会）会議録（第3日）

平成20年3月4日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第1号 平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 2 議案第2号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 3 議案第3号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 4 議案第4号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 5 議案第5号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第6号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第7号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第8号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 9 議案第9号 町道路線の認定について
- 10 議案第10号 太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第11号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第12号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第13号 太子町在宅老人介護手当支給条例を廃止する条例の制定について
- 14 議案第14号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第15号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第16号 太子町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 17 議案第17号 太子町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第18号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 19 議案第28号 重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第29号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第19号 平成20年度兵庫県太子町一般会計予算
- 22 議案第20号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 23 議案第21号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 24 議案第22号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 25 議案第23号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 26 議案第24号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 27 議案第25号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 28 議案第26号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 29 議案第27号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計予算
(総括質疑)

本日の会議に付した事件

- 1 議案第1号 平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 2 議案第2号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 3 議案第3号 平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 4 議案第4号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第3号）

- 5 議案第5号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第6号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第7号 平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第8号 平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 9 議案第9号 町道路線の認定について
- 10 議案第10号 太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 11 議案第11号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第12号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第13号 太子町在宅老人介護手当支給条例を廃止する条例の制定について
- 14 議案第14号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第15号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第16号 太子町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 17 議案第17号 太子町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第18号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 19 議案第28号 重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第29号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	上 山 隆 弘
5 番	服 部 千 秋	6 番	長谷川 原 司
7 番	井 村 淳 子	8 番	中 井 政 喜
9 番	嶋 澤 達 也	10 番	花 畑 奈知子
11 番	熊 谷 直 行	12 番	上 田 富 夫
13 番	村 田 興 亞	14 番	桜 井 公 晴
15 番	橋 本 恭 子	16 番	北 川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	西 田 美智子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	圓 尾 哲 一	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸 尾 満	経 済 建 設 部 長	富 岡 慎 一
教 育 次 長	塚 原 二 良	財 政 課 長	香 田 大 然

（開議 午前10時00分）

だき、ありがとうございます。

○議長（北川嘉明） 平成20年第1回太子町
議会定例会第3日目におそろいでご出席いた

ただいまの出席議員は16名です。定足数に
達していますので、ただいまから平成20年第

1 回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 議案第1号 平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算  
(第3号)**

○議長(北川嘉明) 日程第1、議案第1号平成19年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番中井政喜議員。

○中井政喜議員 1点だけお尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

既に、総合公園の整備事業、繰越明許の関係ですけれども、副町長の方からご説明を受けたわけですが、その理由につきましては私は理解するところでございますが、その中で今後における総合公園整備事業のことについて、ちょっとだけお尋ねをしたいと思います。

この用地の買収に当たりましては、通称前山の山地部分のところかと思いますが、この中で今後の用地買収について、今日の太子町財政を見る中で、この買収を年々やっていくのであれば、太子町の財政が非常に逼迫する中で、一度見直しをされる、検討される時期に来るのではないかなと私自身がこう感じるわけですが、この総合公園事業についての土地買収の経緯、経過を、もし今後の見通しを説明いただければと思いますが、よろしくお願いします。

○議長(北川嘉明) 経済建設部長。

○経済建設部長(富岡慎一) お答えいたします。

総合公園の大部分は山地部分に残っておりまして、これにつきましては総合公園の事業認

可全域をとっておりますので、当初の計画どおり、やはり山地部分も部分的にも買っておりますし、今後とも買っていきたいというふうに考えております。ですから、順次山の方も買収しながら、状況を見て他の工事もやっていききたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長(北川嘉明) ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先ほど質疑がございました総合公園の債務負担関係ですが、これは歳出予算案上は立木等来年度対応というふうに説明をしておりますけれども、これから全体として未買収の面積並びに筆数、筆数より所有別の方がいいですか、所有者別の、何も固有名詞はともかくとして面積。

それから、多分もう今後土地開発公社の活用をしても、利子をつけて費用がかかるっていうことから、本町の財政上許容できる範囲での買収というふうで今まで言ってきたわけですから、それを進めるということだと思うんですが、当該年度では相続等か何か説明がございましたが、実質は減額せずに買収するというのが大切かと思いますが、既に声をかけたところ、そういうことも含めて繰越明許に係るものが2,400万円でしたか出ているわけですが、これらのことも今後の対応、めどを含めて説明を求めます。

それから、児童福祉費関係の歳入歳出にかかわりますが、保育所の受託運営費、それから町内の公私立での対象者減ということでしたが、具体的内容について説明を求めます。

それから、住宅建設、いわゆる耐震改修に係るものですが、全額減額ということですが、この点については住民等に対して十分な周知がなされていない結果ではないかなと思うんですが、またもしそうでなかったらこういう形になんのはなぜか分析をしないといけないと思うんですが、その点について。

それから、今回自治振の補助が一定のところに充当をされてるわけですが、自治振関係の今後ってことで町はどう見ておるのか。また、その枠拡大という点では必要なことかと思いますが、対応についても説明を求めます。

それから、各基金の年度末のいわゆる見込み額ですね。本予算では財調からの繰り入れを減額したり、また積み立て増になったりってことがあるわけですが、年度末の見込みについて説明を求めます。

この際、臨時職の社会保険料、雇用、労災等の保険料は計上を一部されておるんですが、パート等についてはどういう対応をしようのか、あわせて説明を求めます。

それから、退職者永年勤続表彰で、説明によりますと勧告が1名と、こういうふうになってるんですが、この人の性別並びに年齢、勤務年数ってということについて説明を求めます。

それから、固定資産税のデータ更新委託で減額があるんですが、説明では交渉によってこうなったということなんですが、交渉によって一定の結果が得られるならば、どういう交渉経過でこういうふうになったのか、説明を求めます。

それと、老人保護措置費の減額の主な要因について説明を求めます。

それから、後期高齢者に関係する医療による住民の負担分の予測がなされる必要があると思うんですが、説明を求めます。

それと、介護給付費の大幅減額ですが、これについても主な要因について説明を求めます。地域生活支援費についても同様であります。

また、保育所運営費、これについても主な要因について説明を求めます。

それから、揖龍保健衛生負担金、エコロの大規模改修の結果としての負担減で、本町の場合6,669万8,000円なんですが、工事の内容と市町負担の区分について説明を求めます。

それから、東中の下水道の接続工事、当初

予定との関係も含めて、どこが請け負ってこうなったのか。また、この業者に請け負わせた経緯もあわせて説明を求めます。

それと、給食センターの費用で、今日あの事件の発生以来、町の対応として、いわゆる監視カメラの設置というようなことを言っているわけですが、外部からの侵入、建物、建屋に外部からの侵入についてはその必要性があることはあっても、内部で監視をするということは、果たして自分たちの職場の者が職場を監視するような形がどうかという点で、住民の中で監視カメラとは何事ですかと、こういう意見が出ております。私もそう思います。これらのことについて、その是非を含めて、今回あわせて説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、総合公園の件でお答えいたします。

面積とか所有者ですか、筆数、そういうことにつきましては、ちょっと手許に資料がないんでお答えできません。

事業としましたら、平成25年度完成を目標に今後土地買収及び工事の方をやっていきたいというふうに考えとります。

それともう一つ、耐震関係のいわゆる申し込みの関係ですけども、20件、20戸を予定しておりましたんですけども、現実的に5戸になってきた関係で、国費、県費及び個人負担とか、歳出の方につきましても減額となっております。これにつきましては、やはり周知もしておるんですけども、住宅再建、フェニックス共済と同様の感じで、やはり地震に対する問題意識が若干薄れてきているんじゃないかと。今後、また広報等によってPRしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 4点目の自治振の関係でございますけれども、今時補正につきましてはお手許の補正予算書のとおりでございますが、20年度は県の行革におきまして自治振の補助はなくなるというふうに聞いてお

ります。

それから、各基金の見込み額、19年度末の見込み額でございますけれども、財政調整基金が7億1,830万円、それから公共施設建設基金が6億9,091万5,000円、地域福祉基金が1億9,435万4,000円、それから土地開発基金が4億224万8,000円と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、嘱託職員社会保険料の件でパート対応はということですが、パート対応は現在のところ時間当たりの単価で賃金支給という形でございます。

それと、退職者永年勤続の関係でございますが、勧奨退職者は1名でございます。年齢的には57歳、勤続年数はたしか37年だったと思います。女性の方でございます。

それと、固定の減額の関係でございますが、固定資産税データの更新委託に関しましては、内容的には4件でございます。土地、家屋の異動修正、それと航空写真の撮影、路線価評価、それと調整区域の路線価評価と、この4点でもってデータを作成しております。それにつきまして単価交渉という形ですが、これはもう従前からアジア航測の方が毎年こうやっておりますので、その内容に関しまして交渉したということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 児童福祉費の関係でございますが、保育所の運営費の減額をしております。主たる要因ということで、入所児童数の減と、当初見込みよりも少なかったということなのですが、大体延べ人数、年間通しての延べ人数、見込みで大体400弱の減ということでございます。それに伴います減額でございます。

それから、老人保護措置費の減でございますが、これは1名の方につきまして年度当初措置をする予定でございましたんですが、その時期が随分と遅くずれ込みました。もうその関係での減額でございます。

それから、介護給付費の減額でございますが、これもサービスの実績見込みの減でございまして、それぞれの訪問介護、それから訪問看護、項目はたくさんあるんですが、当初の見込みから比べまして利用見込みの増減が生じておる関係でございます。

それから、エコロの負担金のお尋ねでございましたんですが、このたびの補正につきましては、要因といたしましては、基金の取り崩し、それと大規模改修に伴いますところの、それまでの定期点検がございしますが、保守の定期点検委託料が大規模改修をすることによりまして、その点検が省略といいますか、しなくなったということでございますので、その2点が大きな今回組合の方の補正の内容となっておりまして、その中で太子町とたつの市さんの分の割り振りが来たということでございます。中身につきましては、火葬場分と、それからエコロの分ということでございまして、エコロの分が今回上がっております補正額ということでございます。

それぐらいでしたかね。

○議長（北川嘉明） 保育所。

○生活福祉部長（丸尾 満） はい。

○議長（北川嘉明） 保育所。

○生活福祉部長（丸尾 満） 保育所運営費。

○議長（北川嘉明） うん、言うた。

○生活福祉部長（丸尾 満） 人数の減によりまして単価をぶっつけたのが運営費の減ということでございます。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

東中の下水の接続関係でございます。請負業者は扶蘇土木でございまして、10社によるくじということでございます。

それともう一点、給食センターの外部カメラだけじゃなしに内部カメラということでございますが、おっしゃるとおりでございます。その必要性については、その時点においては内部か外部というふうなことが分かりま

せんでしたので、外部カメラもございますので内部カメラも接続して、そういうふうに努めたということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ちょっと給食センターのことは、その時点では内部か外部か分からなかったから設置したと、それ違うんじゃないですか。今後のこと含めて、内部の職員を監視するっていうなことで、内部のカメラというたらそういうもんですわな。外部のはシャッターのところとか、あるいはあそこで言えば西側、ストックヤードのコンテナのところ、それから東側からのところ、冷蔵庫等があるところすわなあ。だから、そういうところが、ある意味ではこのカメラが監視をするという必要性はあるかもしれん。しかし、内部は、もう内部を監視するということは、給食の安全・安心を担保できないということを如実に物語るということと、今後のことも含めて実質的には無駄なことということになるんで、この点は言われるとおりというものの、その時点での問題と違うと思うんですね。だから、これをはっきりさせないといけない問題なんで、再度確認をしておきたいと思います。

それから、ちょっと後期高齢者関係の町と住民の負担という点では予測をしていかないといけないわけですが、住民負担分と町の負担分、これを予測して、どの程度に今後なっていくかっていうことを説明求めたんです。それは今度の再度説明をしてもらいたい。

それから、パートの問題では、常時雇用のような形になる場合の社会保険料っていうのはごく当たり前のことですわねえ。だから、そういうことが本町の中でなぜ行われなかと。また、違法だと思うんですね。そういうことについてもどういう対応をしとんのか。今後の対応を含めて説明を求めます。

それから、下水道の接続工事で、私は、先

ほど説明がありますように、10社で、扶蘇で、くじ引きをしたと、そんなことを聞いたわけではありませんが、これはもう承知の上なんですけども、なぜ扶蘇をこの特定建設業の関係であるのに参加をさせたかという問題です。はっきりさせないといけない問題ですから伺っておきたいと思います。

それから、公園関係で、これからも買っていくということについては今まで説明があったことなんですが、私は未買収面積と最低限所有者別にどうあるのかというのは説明をしてもらいたい。その上で、公社は使わんのでしょうか、確認もしときたい。

それから、用地の取得と工事を進めると言ってるわけですが、何の工事を今進めるのか。その辺も、これから総合計画、実施計画全部を再点検しないといけないときだと思います。そういう点から、用地は私は必要かと思いますが、工事については何をどうしよう今説明すんのか、はっきりさせないと、無駄にもなってくる可能性があります。その点で、あわせて説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 給食センターの内部カメラの件でございすけども、これにつきましては、もったいないと言われたらそのとおりですけども、結果的には職員から逮捕者が出たということになるわけでございますけども、その当時としては内部か分からないということも踏まえましてカメラを設置したわけございまして、それは異常事態と言われた異常な状況の中でございまして、二度とそういうことが起こらないというようなことで対策を講じたということでございます。結果的には、今言いましたような逮捕者が出た、結果が出たわけでございますけども、今後のことについてはまた検討したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） パートの関係ですが、パートさんにつきましては1日8時間

という規定ではございません。嘱託職員につきましては、法律上その正規職員の4分の3を勤務すれば社会保険料等そういったものに加入する義務がございますが、あくまで時間単価でこうやっております。1日3時間、4時間というのが平均的な時間でございますので、そういった社会保険料、雇用保険料、そういったものについては規定がないということで、現在のところは太子町においては加入していないということでございます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 後期高齢者の住民の負担というお尋ねでございましたんですが、ちょっと詳しい資料は新年度予算、別のところに持っておりますので、概数といいますかということで、仮計算の時点の数字で申し上げますと、1人当たりの賦課額が平均9万2,000円余り、ほぼ県下平均と同額ぐらいのところではございました。町の負担ということなんですが、これも細かい数字ちょっと分からないんですけども、1億二、三千万円ではなかったかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 総合公園関係のご質問でございますけども、先ほども言いましたように、ちょっと未買収面積、所有者数、これにつきましては手許に資料は持ち合わせておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、工事の件でございますけども、現在総合公園の見直しをやっております。そういった中で、25年度を目標にしておりますので、すぐに工事に入るというわけではなく、用地買収を中心にしながら、その後ある程度用地買収が進み次第、次の見直ししたものによって工事をやっていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 東中のいわゆる業者

に対してのは指名委員会で10社を指名いたしました。そして、すべてが最低制限価格の札入れがありまして、その10社によるくじの結果、次長が申し上げた扶蘇土木が落札したということでございます。

以上でございます。

（桜井公晴議員「何回、私もう一回なんのかいなあ。あと、ちゃんと……」の声あり）

○議長（北川嘉明） 次な。次のときにな。

（桜井公晴議員「いやいや、次のときにやないがな。もう面積だったらちゃんと、ちょっとでも工夫したら出るんやがな。未買収面積と何人か、そのぐらいは答えなあかんがな、今」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

5 番服部千秋議員。

○服部千秋議員 今、私1回目ですので、桜井議員、回数の都合があると思いますので、私がかわってお聞きします。

なぜ問題になっていた扶蘇土木を入れられたのかということをお聞かされるので、それについての答弁を求めておられるので、それを答えてください。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） なぜ問題になったのを指名したかというご質問でございますが、そのときにその業者が問題になったというその時期前後、その辺のところは詳細に記憶いたしておりません。ただ、指名委員会の中では10社を選んで、その結果最低制限価格全員がそうであったので、くじでたまたま扶蘇土木が落札したということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 そういうことでなくて、その時点で入れたということは、参加させているということは、そのレースの中に参加させているということは、その時点で問題なしと判断したから参加させたというのが当局のしかる

べき答弁であるべきであると私は思います。その前後がはっきり分らないということ自体が、詳細に把握していないという答弁はおかしいと思います。だから、その時点では問題なしと判断したから入れたというのだったら分かりますけど、そうでないというのは、あいまいなそういう答弁というのはいかななものかと思いますが、いかがですか。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど来申し上げましたように、指名委員会がいつであったか、あるいは議会からご指摘いただいたのがいつであったかというその辺の時期がはっきりしておりませんので、そういうふうに申し上げました。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

4 番上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 歳入と歳出ちょっと1点ずつお聞きしたいと思いますが、7ページの目の総務費県補助金の中の総務費補助金の県民交流広場事業補助金、これは県の事業ではあるわけですが、それについて町はどうとらえておるのか。また、今回の行政の町のかかわり方の姿勢はどうであったのかという部分をお答えいただきたいのと、今後どのようにとらえておるのか、お答えいただきたいと思います。

それから、15ページ、土木費、都市計画費、都市計画総務費のまちづくり活動助成金減額というところで、これはアドバイザーの廃止ということを副町長の説明でいただきましたが、アドバイザーの派遣の中止によっての影響と、今後アドバイザーがなくても住民サイドでスムーズにこの活動が行っていいのかどうなのかという部分をお尋ねしたいと思います。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、総務費補助金の県民交流広場事業補助金の関係ですが、この県民交流広場といいますのは、身近

なコミュニティ施設などを活用して整備される活動の場として、そこで営まれる住民の皆さんによる手づくりの活動を総称したというものでございます。県の方では市町と連携しながら県民交流広場のための整備費の助成や活動費助成を行い、地域を舞台とした子育て、防犯、環境、緑化、生涯学習、文化、まちづくりなどの多彩な分野の活動を通じて、元気と安心のコミュニティづくりを応援するというのが県の交流広場事業でございます。

それを、龍田地域のコミュニティ運営委員会というのが協議会が設立をされまして、この県民交流広場事業に採択をされました。そして、町の方が行うに当たっての補助金が県から35万円支給されたということで、その内容としましては、地域の取り組みの指導、助言等の事務費、それとの県との調整の旅費とかといったものに使用するというところでございます。

この内容としましては、一般財源という形でございまして、龍田地域のコミュニティ運営委員会へ事業採択内容が5カ年、平成19年から23年までで整備をしていくといった中で、その地域コミュニティの方に対しては県から活動費の助成としまして300万円、これは世代間事業、ミニシアターの研修、そしてサマーフェスティバル事業、情報紙の発行ということをされるそうでございます。

それと、拠点整備費の補助としまして1,000万円、これは2月より工事の開始ということでございます。それは、場所的には龍田小学校の余裕教室の内装工事等行いまして、そこを活動の拠点として利用していくということでございます。そういったもろもろの関連に関します町の方の事務費という格好でございます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） まちづくり活動助成金減額の件で、アドバイザー派遣を中止したための減額ということでの説明ですけ



ども、これにつきましてはJR駅前、網干駅前西南地区がいろいろ検討会という形で進んでおりました。その中で準備会に発足したということで、実質中身といいますか、中の活動自体は、今後区画整理をする上での設計とか、そういう方向に転換しとります。そういった中でアドバイザーの方は、それ以前の区画整理についての士気上げるためとか、大まかな全体的な説明のアドバイザー的な方でしたので、今回アドバイザーの派遣を中止しまして、まちづくりセンターの方及び地元の関係者の方で今後十分中身を詰めていった中で計画、設計等が進んでいくというふうに考えておりますので、特に問題はないというふうには考えとります。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 県民交流広場の事業の方なんですけれども、これは兵庫県の方が早くから進めておる事業ではありますが、内容については先ほどの説明の部分というのは理解はいたしておるつもりなんです、これについて太子町というのは、ほかの地域に比べてこの県民交流広場事業を取り入れるのは遅いか早いかという問題ではなく、住民の意識の問題もあるのかもしれませんが、そういった県が取り組む事業があった場合に町は広報的には何か行ってきたり、そういう住民との協働をうたう中で住民が自主的に活動しようという場面において応援をする体制が比較的弱かったのではないのかなという部分を思っているところもあるんですが、そのあたりの考え方と、これ小学校を使うということで、そういった部分では協力をなされていくとは思いますが、今後この活動においての活発な活動が維持できるために何か考えておられることはありますか。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） この県民交流広場事業につきましては、平成16年からスター

トしております。ほいで、町におきましては、一応17、18、19年の地区の役員会というんですか、自治会の役員ですが、そういった方の集まるところにおきまして、そういう事業ありますというような趣旨説明をさせていただいた中で龍田地区の方が名乗りを今回あげていただいたということでございます。これは、まだ続く限りは、そういったPRというんですか説明はしていきたいと思っております。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 繰越明許費のところでお尋ねしますけれども、この地方債のところで、前からもずっと言っただけなんですけれども、この償還の方法、利率、年5%以内、それから償還の方法としては借入れの日から据置期間を含め云々ということがあるんですけれども、この文章はもう10年、20年前から、利率の部分は変わるとるけど、この償還の方法の文言については私は変わってないと思うんです。ところが、金利が安くなったから借りかえして払たらどうや言うたら、それはでけんのやという答弁をやね。いわゆる大蔵省、旧の、資金を使うとうからでけんのやという答弁で、長いこと7%、8%の金利払うたと思うんです。今もひょっとしたら払っただけ違うかと思うんで。太子町の負債、負債ということは借金も、それから私から言わせたら繰越明許費も全部含めて一体今何ぼあんなやと。ほで、その金利は一体どないなとんのやと。水道なんか結構金持ってますわな。だから、金持っとうというたって、預けとったって、あれ何ぼで運用しとんやというのも聞いてみたいんやけどな。そんな金、ある種払やえんで、その借金払い。例えば10億円借っとして5%違うたら5,000万円違いますさかいな。7%で借っとして、例えば2%の切りかえたら5%違うわけやから、10億円で5,000万円、20億円で1億円違うんや。だから、ほとんどの民間企業では、それは銀行とけんかするよ

うにしてでもみんな借りかえしていったんですよ。ほとんど全部、今やったらほとんどの企業は全部もう済んどると思いますわ。済んでないのは行政だけ。行政でも、進んどる行政はやってますわな。ただ、太子町の場合は、今回ぐらいからちょこちょこ借りかえというのは出てきとんですけれども、一体その中身はどないなっとんかというのはもうやみの中で、さっぱりわけ分からん。これ、出せますか。出せますかというて出せるのは当たり前の話やけど、これ出してください、中身をね。

それと、この借入先の融資条件によるということにくばられてしもて、ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還、または低利債に借りかえることができるというてあるんやけど、やったことないん。ということは、その上の融資先の条件によるということで縛られてしもとん違いますか。これが表に出てこんどやね。で、いつでもこの議会にはこういう条件で出てきよるわけや。ほで、どういうその条件で融資先と融資を結んだということが一つも出てこうへんわけですわ。だから、今みたいに高い高い金利ね。ほんまに我々預けたら100万円預けたって、あめ玉一個買うたらしまいやというような金利や。だけど、いまだに6%、7%というような金利払うとん違いまっか、夢みたいな金利を。それ、分からんのや、実際。私、違いますかというしか言いようがないんやから、全部情報の公開をせないかんということを盛んに町はおっしゃっとなんやから、一遍これ情報の公開やっぱりするべきやと思いますよ。町民に、中身はこういう、財布の中身はこないなっとんやと。だから、ある種いろんな使用料とか町民の負担は応分にしてもらわんとやっていけんのやということをやっぱり訴えるべきやと思うわ。そやないと、自分とこの財布を中身見せんとって、金が苦しいんや苦しいんやというて言うとったって説得力あらへん。これについてお尋ねいたします。

それと、今の公園、一体面積何ぼ取得しとんでっか。ほいで、これから何ぼ取得しようとしとんか。それで、その面積だけやなしに金額今まで何ぼ払うてったんやと。ほで、今時価は一体何ぼやと。極端な話3分の1、4分の1ぐらいになっとるとこあると思うわけなんや。一遍その辺も検証してみたらどうですか。例えば15万円で買ったやつが2万円か3万円になってもたはずなんや、あの辺のやつたら。だから、わしとこ金持ちや、土地ようけ持とんやというて言うもったって、評価してみたらほんまにただみたいな評価やったということがあるから、その辺もやっぱりきっちりと私はもう年度ごとに企業みたいに棚卸資産あげて検証していくべきやと思うんです。

それから、5ページに一般廃棄物の処理手数料減額ということになっとんですけれども、これの中身を説明いただきたいと思います。ほで、何トン出して、1台当たり何ぼやというところをお聞きいたします。全体の金額だけでなしにね。

あとは、余りいろいろ聞くのも何じゃと思いますんで、ようけ書いとったんやけどな。再度、14ページ、こだわりますけれども、福井大池の公園の整備事業の減額なんですけれども、福井大池というのは、私何遍読んでも町が出しとう書類には太子町がこれを負担しなければならぬというところが当初の文書から見つからへんのやけどな。太子町は関係ないと言ってきとんですよ。ほで、それがいつの間にか知らんけれども1億円からの金をつぎ込んでしまうと。このからくりはどういうことになっとんですかね。その都度変わるたびにきちっとした説明がされてないんですな。いつの間にやけど予算でぼこぼこぼこ入っていったんです。で、知らんと間に気がついたら1億円超えてもとんや。これは、やっぱり手法として私はもっと議会にきちっと当初説明したことで変わっていくことについては、やっぱりちゃんと説明すべきやと思いますけどな。そういう面で、福井大池に一

体1億円ほり込んでどないするんやと、あれを。積極的にどう進めようとしとんかというのを今ごろ聞くのも情けない話なんやけども、金入れたときに計画が決まっとらんのはうそなんやけども。ほやけど、その計画読んでみたら全然今の実態と違うから。だから、あれはもう作文やな思ってますから信用でけへんのですわ。だから、今どないしよんやということを、先の計画から今現在どう変更していったんやという説明をしていただきたいと思います。

それから、その上の資源ごみの集団回収運動奨励金減額ということなんですけど、資源ごみということでお尋ねしますけれども、ちょっとここんどこ各町の施設を回ってきたんですけれども、紙とか、それから段ボール、これ集めて森興業が持って帰ってますわ。ほいで、ここ役場もそうやけん、学校なんかでもそれ何ぼで売りよんやというて聞いたら、ただや言うわけや。今、1キロ、段ボール何ぼしとうや知っとってやろな。ほんなら、大体中学校ならどれぐらい紙や段ボール出るというのも予測できますわな。一体何ぼの金が捨てられよんですか。財政苦しい言いながら金捨ててまっせ。太子町の公共施設全部やったら何ぼになると思いますか、役場も含めて。もしそれが計算してないというんなら、あなた方の予算の積算方法がでたらめやということなん。してあるでしょう。特定の業者に便宜図るためにそんなことしよんのか。全くふざけた話や。ただで持って帰らすとは何事や。僕はおかしい思うよ。有料のものをただで持って帰らすというのはけしからん話や。たとえ10万円でも20万円でも資源としてやね。それは持って帰っても資源として使えようか分からんよ。それは知らん。だけど、出したもんはごみで出しとんのやで。行政がそういうことをむしろ誘導していく、地球温暖化のそういうことを誘導していかんところか、そんなあなたごみで捨てていくちゅうような、そんなけしからん話ないよ。それも一つお尋ねいたします。

それから、先ほどの東中学校の下水の接続工事で業者との話あったけども、副町長は知らなんだとかなんとかおっしゃいますけど、そらないはずやで。だから、そのために総務委員会でよく話ししましょう言うたのに、あんた一つも出てこえへんやん、忙しい言うて。だから、今こんなことになんねや。あるとき話し合うとったら今こんな話せんなんことないん。だから、私はそういう逃げ方はだめ言うときます。

あと、私の一般質問で年収300万円の給与の人の話をしましたけど、このパート、役場のパートの人というたら年収どれぐらいになりよんでっか。ほいで、パートの人というのは、あれずっとどういう状態で契約更新していきよんですか。例えば労働基準法に決められたとおりに間違いなしに採用しておりますか。16ページの幼稚園のところでパート教諭賃金減額というて出とるでしょ。これ、どういう意味の減額かよう分からんのですけども、これの減額した説明の中で、パートの人の実態、その人たちが収入を得られてどういう生活をされとるかということもあわせて、ちょっと私気になってますから説明求めます。

それと最後に、給食センターの先ほどの、この高柳秀ですか、この人の経歴が出とんですけれども、当初平成7年に嘱託調理員兼運転手に採用して、平成9年に調理員兼運転手に採用ということは、ここんどこで正規の職員になっとるわけですか。改めて聞きますけれども。当初は嘱託職員、運転手ということでなにして、次はもう調理員兼運転手ということで、実質はもうこのあたり、この調理員というのは、これ免許も何も要らんのですか。免許を取っとったんですか。よう分からんのです。それから、平成18年4月1日に運転手をやめて調理員に命じるということで、この人が、これが本職になっとるわけですか。これ、どういう経過でこういう試験して、だれが面接してどうしたのか、この経過も非常に気になる採用なんですね。初めに臨

時で入れといて、嘱託で入れといて、そいで二、三年おったらいつの間にや知らんけど正職になつとるといふ、結構ありまん、このケース。何人ぐらいありますか、今現在で、こういう入り方で職員になった人というの。3人や5人違いますわな、私の知つとうだけでも。だから、嘱託で入ってくるというのは非常に不透明なやり方なんですわね。だから、僕は問題は起きるべきして起きたんと違うかなという気がしとるわけで。その辺のいわゆる採用した責任というのは私はないと思いません。ありますよ、採用した者の責任というのは、任命した。この人を職員として採用して、その人間がこういう始末をしでかしたという責任は採用した者にあるんですよ。それも含めて、ちょっとどういう経過であったかということについての説明をいただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、パートの件でございます。パートは、契約としましては6カ月を1つの単位としております。時間も1日4時間前後の形態でございますので、年収の方は今私手持ち資料もございませんので幾らかということは分かりません。しかしながら、パートで来られる方につきましては、扶養に入る関係もございまして、年収125万円でしたか、少しちょっと金額忘れましたが、以下の年収でもって、逆に向こうがそういう形の中での条件で来られるということでございます。労働基準法上、特にパートについてのどうのというのはなく、県の最低賃金というのは制度としてあるものだと思っております。その最低賃金を守っていくということでございます。

それと、その採用の件でございますが、確かに上田議員のおっしゃるように、臨時職員ですか嘱託職員から正規職員にかわってきたというような部分も過去にはございます。今現在は、すべて試験制で採用しております。この今言われてます給食センターの高柳君にしましては、嘱託職員で採用された後に正規

職員という形でございまして、過去に入られた技能労務の方の形態というのは、そういった形が過去にはかなりございました。ただ、今現在何名かと言われましたら、私の方もちょっと把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 一般廃棄物手数料の減の関係でございますが、この中身でございます。この19年度の12月までの分の数字を見ますと、大体550トンが上太田の方に入ってきております。前年度18年度1年間を見ても1,235トン余りと、また17年度は1,002トン余りといった数字の経緯がございまして、あと3カ月残した時点での550トンほどの収量でございますので、それから見込みまして今回の170万円余りの減額措置をとったということでございます。

それと、資源ごみのお尋ねでございましたんですが、手許には今上田議員さんおっしゃいます金額というのはございせんが、いずれにしても、町の方でというんですか組合の方で収集をしていただいて、エコロの方に資源ごみは行くわけでございます。そこで資源として再利用、再活用をしていただきますので、そちらの方での売り払いということになろうかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 借金、地方債の関係でございますけれども、今は補正の質疑をしておりますが、皆様のお手許にお配りしております当初予算の巻末、一般会計ではそうでございますけれども、また下水につきましても、前処理場特会につきましても、それから水道事業会計ですと20年度の予定貸借対照表の中に企業債というものがございまして、そういった形で太子町の地方債、借金についてはお示しをいたしておるところでございます。

それと、借りがえの件でございますが、今般下水道の関係で7%ぐらいのやつは借りが

えたと思います。それから、一般会計につきましては今7%という数字はございませんけれども、その辺どういう資料が要るのかどうか、また一度検討してからと思っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） それでは、公園関係の件でございますけども、公園面積といえますか、現在まで買収済みの面積は17.89ヘクタールでございます。今後買収予定、俗に言います未買収地につきましては3.51ヘクタールということでございます。

それと、所有者につきましては、20年度の予定につきましては手許にあるんですけども、全体についてはまだちょっと手許にはないということでございます。

それと、福井大池の件でございますけども、これにつきましては私も詳しくは知らないわけですけども、当初池の改修、県営事業で多分やられたと思うんですけども、池の改修につきましては太子町は基本的には関係ないということで多分進んでいたのではないかと。その後、公園化の話が出てまいりまして、その時点では当然利用するのは太子町という形になりますんで、そのときに負担の話が出てきたのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ご意見として伺っておきます。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 そういうなんはご意見と違うんや。明らかにしよう言よんや。いや、ほんまやで。バールにかぶっとなんというんはのけなあかんのや。ほな、あ、そういうことやったんかというてお互いに了解したらそれでええんと違うか思うのや。それを、これ違うかというたら、いや、それはご意見として賜っておりますちゃうや。ほたら、一体正味のどこでないなんやったというて、また疑

問残るわけなんや。それ、やめろっちゅうのや、そやからそういうことは。だから、とことん話し合うて、こうやったんやというて私は問題は解決すべきやと思うんですよ。もうそういう時代でっじゃない、世の中は。今までは長がいて、おまえら何言よんどやというて、議会がぐずぐず言うなというて町長がわめいたりしよったときもあったわな、昔はやで。話には聞いとる。だから、もうそれから何十年もたってって、ましてここんとこ急激に行政のあり方というのんが変わってきよんですから、議会が言うたこと、そういうその、聞いとくわちゅうようなのは僕は嫌やな。だから、もう少し謙虚にやっぱり対応していく。ただ、こういう本会議の場所でそういう論議をやるということは時間皆かかるから、非常に効率が悪いから、だから委員会でやりましょう言うとなんやから、委員会でもう少しきちっとした対応をするべきだと、私はそう思っております。

それと、私が聞いた償還の方法で、借入先の融資条件というののはついついのかついてないのかというて僕は言うとなねや。あとそれ以下何ぼええこと書いてあったって、この先に融資条件でもう応じませんよということが書いてあったら、もうだめでしょう。だから、そういう条件はついてないんですねという僕は念を押しとんねや。それとも、ついついんならどういう条件がついついんと。全然違うんですよ、これついついとんについてへんのと、天と地ほど違うんやて。もう何遍も言うとなんや、これ。大村町長のときに言うた、上田はん、もうあんた細かいこと言うて、金利が1%やどうかと言うて、うるさい細かいこと言うてやて怒られたことあんにゃ。金利が1%違うということがどれだけ違うということが、怖さが、そら商売してない者は分からんのか分からへんけど、恐ろしい話なんやから、1%というのは。だから、この条件がついついのかついてないのかというのはもうこの際やっぱり明確にさせていただかんと、これを決めるか決めへんかですから、きょうね。賛成

するかせんかということでしょう、要するに。だから、賛成するなら、中身をきちっと分からんと賛成しかねんでっしょないかいな。だから、ちゃんとしてください。

ほで、その取得面積は分かりました、17.89のは。何ぼでこれ取得したんかという、その金額も私は尋ねとんで、それも。

それと、今現在の試算はどうなっとんやという、そこまでやっとなるかどうか。やっとなれば説明をいただきたいと思います。やってなかったら、はっきりやってないと答弁してください。

それから、一般廃棄物の手数料、これここで聞いたらいかんかな。ついでやからちょっと教えて。出したやろ、今年、あそこの、何ぼ出したんかな。200トンか300トンか400トンか出したん違うんかいな。分からんか、きょう。分からんなら後でもええんやけども、分かったら何ぼ何ぼ出したというのだけ説明求めたいと思います。ちょっとほんなとこで聞かないや言われるか分からんけども。

これぐらいにしときますけど、ただ私気になっとんのは、ごみの減量というのをやる気があるかないかということなんですわ、町は。ずっと言うとなんやけども、ないみたいやなあ。地球温暖化や何やて言うとなんやけども、やっぱり目標立ててきちっと計画を進めていかなんだらあかんの違うか思うんやけども。去年、おとし、さきおとしと行政が出したごみの量というのが分からなんだら、これからどないしたらええや分からへんの違う。要するに気持ちの上で減らすんやというだけであって、数字が一つも出てこえへんのや。去年100トンやったけども今年は90トンやったわ、95トンやったとか。ほな、来年はそれを90トンにしようとかという、それが目標違うんでっか。何となしに減らすんやというのはおかしいん違うか。それと、売ったら資源になるやないかいな。ほで、収入として入ってくるやないか。それは、エコロは金にしようか分からん。そんなとこ金にさせて何すんのや。自分とこへ金が入る方がええん違う

か。と私は思うんですけども、何か意見がありましたらお答えいただきたい。

○議長（北川嘉明） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 今、私手許に今時の補正の地方債補正の融資条件持っておりませんので、後日またお答えしたいと思えます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 総合公園のこれまでの取得費でございますけども、用地につきましては48億3,000万円ということになっております。

それと、先ほど来ちょっと質問がございました所有者数でございますけども、これにつきましてはちょっと村有とかそういうものがございまして、はっきりした人数については把握ができておりません。その中で筆数につきましては、今後予定しておりますのは43筆を予定していきたいということになっております。この中には上太田太郎左衛門さばきとか自治会名の分が幾分かありますので、実質の所有者、名義人につきましては、はっきりした数字はつかんでおりません。

それと、試算でございますけども、試算についてはそういう計算はしておりません。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 上太田からの搬出量のお尋ねであったかと思えます。この19年度予定では1,000トンということでございましたんですが、正確な数字はたしか1,002トンでの搬出ということであったように思います。

それから、資源ごみの、ごみの減量化の町の方は検討しておるのかというお尋ねでございましたんですが、当然ごみの減量といいますのはどの自治体も問題を抱えておりまして、それぞれ取り組みをされております。本町におきましても当然分別の区分の細分化等を初め取り組みをしておるんですけども、なかなか思うような数字の減というのが図れないというところでございます。役所にしまし

でもペーパーレスという言葉でもっておるんですけども、量としましてはまだ数字的なもんはつかんでおりません。

それから、回収をした資源ごみが組合に入るよりも町へというご指摘でございました。これにつきましては、なかなか町の方へということになりますと、システムの今はそういった各種団体においての回収作業といったところに負っておりますので、その辺をちょっと考えなければならぬかなという思いがいたしております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 町の施設だけでも有料で引き取らせに来させたらいい。別に森興業やなかったもええんや。入札させてもええんや。学校とか町の施設だけ、相当な金額になりまっせ、ほんまに。ほんまに100円、200円、あんたら使用料や何やというて取るんやからな、金がない言うて。そのこと思たら何百万円という金入ってきますわ、間違いなしに。だから、やっぱり絶対それは私は考えるべきやと。町のこの歳入の中に毎年計上して、予算として私は使うべきやと。衛生の方で負担が軽なるからという、それはあかんのや。もうまぜてしもうたら、わけわからんようになるから。これはもうぜひ実行していただきたい。

それと、ごみの持ち出しやけど、1,002トンというけど、ほんなら100台、トラック、ダンプで、何台になるんかな。それ、計量全部してあるさかいに、それあるな。持ち出したやつ計量な。あ、そないにあったんか。僕はもっと少ないか思いよったけども。

終わります。

○議長（北川嘉明） いいんですか。

○上田富夫議員 はい。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

2番清原良典議員。

○清原良典議員 今の質疑と相当ダブるかもわからんんですけども、この場でというんか予算の方で発言するのが妥当なのか、違っていましたらお許し願いたいんですけども、14ページの今の揖龍保健衛生施設事務組合の負担金の減額の説明で、説明内容では基金の取り崩し、それと大規模改修工事の関係でとの説明を受けたんですが、近年特に昨年なんか回収資源、つまりスクラップや紙類等々の単価が異常なほど高騰してるために、その差益というのはどこかに反映されてこなければいけないと思うんですが、どこにその分が反映されているのかご説明願いたいんです。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 組合の方の減額に伴いますところの今のお尋ねでございましたら、数字的には分かりません。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

清原良典議員。

○清原良典議員 いや、部長、僕の質問内容は分かりますね。分かりませんのんかいな。いや、当然エコロへ持って帰って、それを売却しよるんやから相当な利益が出とんどすね。それは先ほど言われた太子町には直接戻るシステムやないんやけども、億単位の金が戻っと思うんですよ。これは、あくまでも想像ですけども。それが太子町から大きな負担金として出してるんで、何ほか反映されてくんのが普通ではないかと思うんですけども、今数字的にわからんのであれば、私今度総括で同じような質問入れてますんで、そのときにある程度詳しく説明をしていただきたいんですけども。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

もう既にご承知だろうと思いますが、私も揖龍クリーンセンターでそうしたごみの回収等々もやっております。今ご質問をちょうだいいたしております、その資源ごみ関係でございますが、それも一応我々自治会でやられるとこ、老人会でやられるとこ、子供会で

回収されるところもございますね。そうしたものは皆さん収入としてそれぞれのその会の運営に使われておりますが、それ以外、一般に今分別収集をやっております。それで掛龍衛生に持って帰った資源ごみ、そうしたものは売却をいたしまして、雑入だっかな、ちょっと科目はあれですが、歳入として売却した分は受け入れております。その売却先もいろいろなところで、価格のいいところを掛龍衛生では指定しているということで、その歳入はございますので、その分は負担金に反映をしてくておるところでございます、今ちょっと数字的なものは持ち合わせておりませんので、一応掛龍衛生ではそういうことで対応をしております。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

1 番井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 参考資料の2ページになるんですが、総務費の財産管理費ですか、その損害保険料、庁用自動車運行管理委託等の減額による、250万円ほどの減額ですか、これの具体的な内容をちょっと説明いただきたいんですが。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 120万円の減額の件ですね。

（井川芳昭議員「いや、250万円」の声あり）

250万円。

（井川芳昭議員「財産管理費」の声あり）

これは、全部財産管理費の目合計のすべてのことです。

まず、248万7,000円の減額ということでございますが、これは総務費が庁舎勘定してまず関係で光熱水費の減額がまず生じております。

それと、自動車損害保険料の60万円減額ということですが、これは財政課の方の管轄でございますが、保険の適用税率の引き下げ、

それによつての60万円の減額でございます。

それと、委託料120万円の減額につきましては、これは中型バスをレンタルはしてありますが、そのレンタルは使用料の方で払っておりますが、運行管理につきましてはホープに委託をしております、年間の使用回数が減っているということでの精算による120万円の減額でございます。

それと、工事請負費につきましては、財政課と税務課のところをつないでおります雨天のための屋根の設置工事をした契約の精算に伴う減額ということでございます。

トータル合わせまして248万7,000円ということでございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 運行管理という内容は、どこまでの管理をされてるんでしょうか。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 基本的には1年間の走行距離を1万、使用日数を100日とした基本で、1日9時間の運転という業務を基本に契約を結んでおります。それは、役場の関係する業務の場合、いろんな団体が利用されるということで、その予算を計上しております。その中には燃料費とか車検の代行料、そういったものをすべて向こうの方の管理の中でやっております。ただ、今年につきましては運行が予定したよりも53日という実際の利用でございますので、今回の減額ということでございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第2 議案第2号 平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（北川嘉明） 日程第2、議案第2号

平成19年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 特定健診の実施計画策定で一応減額の217万8,000円ということになっているわけですが、これはどこも具体的な契約をやったというふうになってきたのか説明を求めたいのと、先ほどのちょっと質疑で私はいわゆる後期高齢者に係るものの町と住民の負担ということで言っていました、具体的に今後対象となる75歳以上のすべてのお年寄りということでは言っていないんです。町全体が、いわゆる残った町民が負担をするものの見通しと予測と、それから現に町がこれから負担を余儀なくされる、当然これ負担が伴ってくるわけですから、それらのことの予測について説明を求めたんで、このときに国保の中でも関連しますんで、説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 実施計画の契約先でございますが、ジャパンインターナショナル総合研究所でございます。

それと、桜井さん、後段の部分につきましては、もう一度ちょっとお願いしたいんですけども。

○議長（北川嘉明） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時28分）

（再開 午前11時30分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

生活福祉部長、答弁続けてください。

○生活福祉部長（丸尾 満） 私ちょっと勘違いしていた部分もあったんかと思います。先ほどお答えいたしましたのは、今度、新年度予算では新しい特別会計が設けられるところでございますが、そこでの数字を引用した形になっておりました。今、再度ご確認をさ

せていただきますと、俗に言います現役世代の支援といった部分が全然入っておりません。また、新年度予算の数字から拾ってましたものですから、当然後期高齢者分に係る負担といいますが11カ月分でございます。12分の11の数字を申し上げたところでございまして、町の負担につきましても1億円何がしと言いましたんですが、従前の老健の負担というのが1カ月分でございますので、それを足し込んでいかなといかんのですが、先ほど支援金が幾らになるんかということでございますが、これも新年度予算の予算書には出ております。後期高齢者への支援ということで、国民健康保険からは、この保険者からは3億1,400万円余りでございます。従来の老健、今申し上げましたが、3月診療分に係る部分でございますが、これが約9,900万円、約1億円でございます。合わせまして4億2,000万円程度になると思いますが、それが支援金という形で、75歳以上の後期高齢者の方の医療制度の方にいくと、また従来の老健の方の会計の方にいくということでございます。その他の健康保険の比率と申しますか金額については、ちょっと把握しておりません。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 しっかりと、ほんま見ていかないとね。だから、何かということは後から聞きます。今度のときに聞きますけども、ほんまにすべての人にええことあらへん、この制度だけは、恐ろしい。だから、廃止しかないて何回も言うんですけども、要は町民全体から見れば、3万4,000町民がおられる。ほいで、その中で少なくともゼロ歳から対象とする者の国保加入者については7,200何がしかありますと、人数はね。だけど、そのほかの人たちも一緒にこれかぶるんやから、各保険で。だから、町の共済に加入しとる者の中で何ぼかぶるんかということ

も足さなあかな。よう分かつことや、
共済は。ほかは分からんかも分からんけど。
ほやけど、全体的には何ぼかぶらされるんや
と、これで。ほんまに恐ろしい制度やから言
いよんや。こんなもん早うやめて改善しても
らわなんだら住民も自治体も殺されてまう。
だから聞きよんですよ。

ほいから、このジャパンインターに頼ん
で、これ頼まなんだらできなんだことやった
かいね。自分たちでこれからやっぱりやる、
特定健診についてはどうしようというて、基
本的なものを持ってどうするかを組み立てて
いくというのが計画と違うんかと思うんやけ
ど、委託して結局は対象人数とか町とかを書
きかえればええようなものにこんだけ払うた
ということになるんじゃないんですか。その
辺も説明してください。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、町の共
済組合の関係でございます。これも手許にち
よっと数字的なもんはございません。

特定健診の委託に際してでございますが、
町でできたんではないかというお尋ねであっ
たかと思いますが、これも予算のときには言
ったかどうかちょっと忘れましたですが、や
はりトータルに策定をしていかなければなら
ないということで、なかなか時間の関係もご
ざいまして、委託という形をとったというこ
とでございます。これの製本につきましても、
成果品につきましても近々また配付でき
るというふうに思っておりますので、中身
を見ていただきましたら、かなりの内容の中身
となっております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、本
日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第3 議案第3号 平成19年度兵  
庫県太子町介護保険特別会計

### 補正予算（第3号）

○議長（北川嘉明） 日程第3、議案第3号  
平成19年度兵庫県太子町介護保険特別会計補  
正予算（第3号）を議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これのシステム改修の追  
加、具体的な内容と介護サービス費の  
3,793万8,000円かな。そうですね。これ、  
個々に施設、居宅の計画、給付、それから地  
域密着の介護サービスということで一応上が  
ってんですが、利用者増を見込むっていうの  
は具体には説明できるんですかね。その説明  
を求めます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、システ  
ム改修の中身でございますが、大きく分けま  
して5点ほどであろうかと思いますが、まず介  
護給付費の請求明細書並びに償還明細書の様  
式変更に伴いますところの給付実績管理など  
の修正の追加というものがございます、1  
点。

それから、2点目が給付実績の管理、これ  
パソコンなるんですが、その管理の改修でご  
ざいます。

それから、3点目が後期高齢者医療制度の  
創設に伴いますところの受給者台帳の整備が  
ございます。

それから4点目でございますが、国保連合  
会が行いますところの介護報酬の審査支払い  
業務の実施に必要な受給者並びに給付の管理  
のデータのやりとりがございますので、それ  
の改修がございます。

それと5点目でございますが、介護保険料  
が今度条例改正にも入っておるんですが、激  
変緩和措置が継続になります。従来、激変緩  
和は18年度、19年度の2年としておりました  
んですが、20年度もというところの激変緩和  
措置が継続をするということでの改修の内容

となっております。

それと、介護給付費の増につきましてのお尋ねでございますが、これらも人数の増といったところと、また1人当たりの利用額の変動という2つの要素でございまして、訪問介護の関係では大体30人の増でございます。それから、訪問介護につきましては13人の増というところでございます。そのほかも、今言いました人数並びに見込み額の1人当たりの単価の変動というところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 この国保も、ほいから全部保険皆そうなんですけれども、医療について全般についてですけれども、以前から、十数年前から私は御調町のことをずっと言うんですけども、この間もちょっと行ってきただけなんですけれども、やっぱりあそこ尾道と合併したからどうなっとなかなということを確認に行ったんですけれども、やっぱりそのまますばらしい運営をしておりました。それは、やっぱり予防医学、予防ということに物すごい力入れて、そのために寝たきりとかそういう人を減らして医療費を削減していくということにずっと取り組んどんですけども、わずか8,000、1万足らずの町で、今度合併したから違うんですけれども、でもすばらしい取り組みをしとんですけども。我々でもああいうふうなすばらしいなと思うて取り入れたらいいと思うんですけれども、本町ではああいうのに向きもしないというのはどんなんですかなあ。一遍見られるかホームページでも、ホームページにいっぱいそれに対する理念というようなもんもきちっと出てますんで、見られたことありますか。それとも、もうそんなもん保険取れるやつから取って、後年寄りがどないなろうと知らんわというような行政のように私は思うんですけどね。私も今度いよいよ75になりますから、ひどい目に遭いまっせ。いや、ほんまに。あれ

はびっくりするわ。もう年寄り死ねというんと一緒や。いや、うそや思うんやったら反論してみて。そら、月20万円の年金で年間240万円やんか。それから50万円引かれて、ほれから何々やというて引かれておったら何ぼで飯食えるのや。ほんまに、ひどい話や。だから、国の施策かどっか知らんで。そやけども、花畑議員やないけども、いや、ほんまに、爆弾の下くぐってた我々やんか。その年寄りに、もう今度爆弾で死ね言わんと、医療で死ね言うんか。と思いたくなるぐらい、町のこれ無策やで、そやけど。ほんまに一遍見てってみな、あそこ。同じ税金使うんでも、水道のあんなもんに使うたり、給食費にまた10億円も入れるというんなら、あそこの施設はほんまにちゃちな施設や。だけど、雨風しのげるわ、ほんまに。ここは、そら、あすかホール、坪200万円かかった言うて自慢しとるか分からんけども、あんなもんであんな生活できひんやな。だから、私は保険全般について、町民をどう豊かな町にしていくかというのは、そんなもんあんな人間の心が豊かにならんたら、こんな町ようなるはずがないやないか。生活のこれから老人が暮らしていくのに何の心配もなしに暮らしていけるような町をつくったらどうですか。だから、これ全部トータルで答弁してほしいんやけども。ほんまに町民の医療をどない考えとんやと、どう研究してったんやと、ほいで未来はこうやと、こない開けるんやという説明をいただきたい。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 保険についてのありようといいますか、そういうことをご指摘いただいとるんですが、まず太子町の考え方といいますか、国の考え方と同じといたら同じ部分があるんです。それは、制度の中では非常に厳しいものがあるということは私も理解といいますか分かるところはもうございます。ただ、例えば今度国保の方で特定健康診査あるいは特定保健指導等をしますのは、これはやはり医療費が年々増加してる中で、い

いわゆる生活習慣病と言われる、がん、心疾患、脳血管疾患等の、これは最近特に言われているメタボの関係で生活習慣病に入っていくということは、これはもうデータの的に明らかでございますので、そういう意味でそういう特定健康診査あるいは特定保健指導というものをやっていく。これは、お互い住民の皆さん方の健康を守る、そしてそれはひいては町財政にも貢献していただくというような感じになると思います。というのが、後期高齢者医療の支援金についても、後で出てきますが2億7,600万円の支援金ということは予算でお願いいたしております。そのいわゆる10%の増減ということですので、2割の範囲内で支援金が減額になったり増加したりします。ということになれば5,500万円ということに大きな金額になりますので、そういったところで、やはり病気を予防するということからもう一段、そういう予防も含めて。もう一つ基礎は、私はやはり健康にあると思いますので、健康を維持するためのそういう施策というものを進めていく必要があるんじゃないかというふうに思います。この間の健康講演会についても、そういった意味で250人余り集まっていたいただきましたが、十分ご理解いただいたかどうか分かりませんが、講演の中での長尾憲樹先生のお話の中では私はそういうふうに感じました。したがって、保険という医療制度については、国がやはり法律でどうするということをおおの程度決めてまいります。ほんで、これについては、例えば小泉総理のときに、改革には痛みを伴いますよという痛みが今になって肌を感じるところに来てるというところで、そのときの流れの中で国民の選択があったように私は思います。それがよかったかどうかというのは、今何か厳しいなあというのが今上田議員がおっしゃってるようなところに至ってるんじゃないかというふうには私は思っております。しかし、町といたしましては、そういったいろんな保険の制度、法律の範囲内で私どもはやっていかざるを得ないというところでござい

まして、別の視点で言えば桜井議員がよく国保のところで一般繰り入れ等にも言われますが、それについても太子町としては限られた予算の中で、財源の中で一般会計で任意繰り入れをしているところでございますので、町としての無策と言われるといたしますか、上田議員はそうおっしゃってるようにも聞こえたんですが、私どもとしては国で決まった施策の中で、法律の中でそういった施策を進めていく立場にあるということをご理解を賜りたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 私が無策や言よんのは、国が決めた、県が決めた、法律が決めた、そのとおりやるのを私は無策言うとなんかのや。それを超えないかんのという。いや、御調町は超えてますのや。同じでっせ。あっこも日本の国でっせ。日本の法律受けてますのやで。何であれだけ違うんやという。そら、勉強してまがな。ほいで、人ですわ。15年前におった人がまだおるで。太子町、どや。15年前に保険のこの責任持ったやつおるか、今ここに。おれへんだろがい。ころころころころころ人かえてまうやないかいな。あかんのやで、それは。だから、一つのことをやらそう思たら、やっぱりそら張りついて、少なくとも最低10年やらなんだから分かるもんかいな。そういう面で、策というたら何もいろんなことを、奇抜なことをやったりそんなんじゃないしに、じっくりと基本的な方針を決めたら、それに取り組んでいくということ。僕は、そういうに尽きると思うんですわ。人をおろころころころかえたらだめ。むしろ、かえるんやったら上の方ですわ。上の方はもう変にしたらおもしろになってまうから、下が動こう思うたって動かさんようにもうおもしろけるから。だけど、実際に実動部隊のやつはそんなに動かすもんやないと私は思うんです。御調町の場合なんか大したことしてないんですよ。ふうん言うて、あ、ほんなことかというようなことが物すごい。しかし、いわ

ゆる住民にとっては大事な。例えば、アルツハイマーとか認知症なんかかかるでしょう。あれ、僕も知らなんだんやけど、あのかかりかけ、かかりかけからずっとかかってしまったというあの何カ月間というのが、家族から本人も含めてですよ。本人がまだ自分は認知症でないという、アルツハイマーにかかっとなんやけどもどうかとなというその中途半端なときというのは本人も含めて物すごい大変やと。太子町、そのサポーターする人おりますか。だれもおれへんやん。御調町、ちゃんと置いてありまんねん。その大変な時期をきちっとサポートすることによって家族の負担というのは物すごい増えると。ほいで、いよいよかかってしももう治療しかないということになったら、それはある種楽なんやて。僕はよう分からんけども、そういう説明ですわ。だから、そういうこともみんなやっぱり先進地と言われるそういうところへ行って、一日あったら勉強できるのや。朝行って、1時間半か2時間あったら行けんのや、車で。ほで、一日しっかり寄せてもうて帰っていったって、5時か6時には帰ってきまんのや。何ということないんですわ。だから、そういう取り組みはぜひね。もうこんな保険なってもたら、僕はほんまにない方がましかいなというような制度になってしまいようから。ただ、それでもなかったら困るという人もありますんで、一概に、私個人のことは言いませんけども。しかし、何と年寄りにはひどい制度やなど。ほんまに死ね言うんと一緒にっせ、これ。あなた方はまだ10年か15年ほど間があるさかいにゆったり構えとってやけども。ほんまに、冗談のけて、保険についても研究してみてください。早急に、それも。ほんまに太子町ぐらいな財政力があつたら何ということないと思いますんで。もう下水済んだんや。下水に7億円も8億円も振り込みよったんやさかいに。これからまだ借金払いで要るんやと言われるか分からんけども。もう一度、再度そのことについて私は決意というか、やる気があるんかないんかと。もうやる

気がないんやったら僕はもう皆やめてもらわなしょうがないな思いよんのや、ほんまに。ぜひやってほしいんやけど、どうですか。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど具体では認知症でちょっとおっしゃいましたけど、先ほどちょっと申し上げた特定健康診査といいますか、それから特定保健指導といいますのは、生活習慣病で、これについては、ここにも男性の方が多いんですが、大体40歳から74歳まででしたら2人に1人がメタボあるいはメタボの予備軍と言われております。そういったところで高脂血症、高血糖、高血圧、あるいはその腹囲が男性の場合は85センチ、女性90センチ以上、その2つ以上リンクすれば、いわゆる生活習慣病のもう予備といいますか予備軍に入ってくるわけなんです。これがなぜ大事かというと、いわゆる糖尿病等に入ります。最終的に例えば腎臓透析なんかがありますけど、そういうところに至るまでに、成人病のいわゆる糖尿病入るまでに保健師等の指導によって生活習慣を改めていく、あるいは食事の習慣を改めていくというような、そういう事業を20年度からしていきますので、そういった意味では認知症のところでは御調町というところとは離れておりますが、太子町ではそれに特に力を入れてやっていきたいというふうに考えておりますので、一長一短といいますか、もちろん御調町さん、私はそこを視察もしておりますしホームページ見ておりませんので分かりませんが、もちろんいいところもあって、よそから見たら太子町のすぐれているところもやはりあろうかと思えます。だけど、いいところは、それも財政がこういう厳しいときですので、汗をかって知恵を出してそれがクリアできるのであれば、そういったところは参考にしたいと、このように考えます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午後0時59分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 議案第4号 平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第3号）

○議長（北川嘉明） 日程第4、議案第4号平成19年度兵庫県太子町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

**日程第5 議案第5号 平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）**

○議長（北川嘉明） 日程第5、議案第5号平成19年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第6 議案第6号 平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（北川嘉明） 日程第6、議案第6号平成19年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 繰越明許並びに雨水の中での関連のものでありますが、雨水の基本計画の策定で458万1,000円の減額があります。これの具体のことと、それから繰越明許の絡みも説明を求めます。それで、この製品ていうのはどういうふうになってるのか説明を求めます。

それから、合併浄化槽の設置についての350万円の減額があるわけですが、3戸分の全額を減額すると、こういうふうなことでありますが、これについては実際必要として計上したのではないかと思います。取り組みの経過と今後について説明を求めます。

それから、先ほど上田議員の方からも指摘がありましたけれども、長期債の元金償還の追加が2億8,852万4,000円あるわけですね。高利の分の繰上償還ということで、これまでは政府関係のものがガードを固めて、繰り上げがしたくてもさせなかったと、こういうような経過がありまして今日迎えておりますが、今回分を含めて高利の起債の件数を、残ですね。それから、それは財源が許す限り身軽になっていくということで繰上償還をした方がええわけですが、それについての町の対応の説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） まず、1点目の繰越明許の関係でございますけれども、これにつきましては全額繰越明許として処理させていただいております。後期の予定としましては、6月末をめどに実施する予定でございます。その中で、進捗率は約50%ということでございます。内容につきましては、やはり以前から一部浸水といいますか道路まで上がってくる区域の水路断面のチェック、それとあとバイパスといいますか、現状の把握とバ

イパス等の検討で今後進めて調査していくということでございます。

それと、458万1,000円のこれにつきましては入札減ということでございます。

それと、合併処理浄化槽の件でございますけれども、これにつきましては予算的なことでございますので、事前に要望が出ればすぐ対応できるようにということで3基分を用意いたしておりました。

それと、借換債の件でございます。これは、以前にも下水道費では四、五年前にも一時借換債というものがたしかあったように覚えております。そのときには公営企業金融公庫だけの限定版でございました。といいますのは、やはり今回政府債といいますか財政融資の関係の件の借換債が認められた、それも補償金免除であるということで、通常言う、これまで過去にも借りかえしたときと同様の中身での借りかえと、ほぼ同様ということになっております。それで、下水道会計におきましては、ちょっと前処理と一緒になるかもしれませんが、7%以上が12件、償還額が2億円、これは財務省関係の起債でございます。それと、公営企業分としまして6%以上の分を今回借りかえするといったことで、7%以上が6件、6%から7%未満が2件。ということで、今回の借りかえをさせていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 雨水基本計画策定業務の委託料減額は458万1,000円でしょう。先ほど説明がありました水路とか含めた6月末の今進捗率50%で全額、いわゆる繰越明許やと言うてますが、繰越明許の中でも雨水基本計画策定業務委託とあって、458万1,000円についても458万1,000円は入札によるもんやと。だから、これはもともと、だから製品はどうなっとか言うとなんすわ、その計画の。それが、進捗が50%から6月には製品ができるということかいね。その辺ところをちょっと説明を求めたいと思います。

何で、これもどこにどうして458万1,000円入札残ということになれば、こういう業務委託のもともとの予定っていうのが疑われる。もっと、458万円でのうても、これ考えれば1,349万円とあわせての説明をしてもらわないといけないかも分かりませんね。この458万1,000円はどのぐらいの割合なんかね。だから、折衝によっては皆違うということになる可能性もあるわけですし、その説明を求めます。

それから、借換債の関係では、財務省の関係と公営企業、ほいで今回は公営企業分の6%以上、ほれから7%、6から7ということの2件と6件と、これで下水道に係する高利なものというのは、すべて借りかえなり繰上償還が終わったということかいね。あと、下水道のこれまでに高利だと目されるものについては借りかえしながら身軽にならんだらいいんと思うんですが、そういう点で再度説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 先に、雨水基本計画策定業務委託、繰り越しと補正の分の関係でございますけれども、これにつきましては雨水基本計画策定委託料としまして1,800万円を用意していたということでございます。ですから、入札差金を入札減として補正で落とすということで全額を繰り越し、1,341万9,000円を繰り越すということで、これは従来、平成19年10月31日に契約をしておりますので、10月に入札があったということでございます。

それと、借換債の関係でございますけれども、以前は借換債、たしか二、三年借換債が続いたときがあったと思うんですけども、そのときは下水道事業が始まって25年までという条件つきがございました。ですから、二、三年たしかやったと思います。その中で、今言いました公営企業分も7%以上、これにつきましてはやはり残っておりまして、今回、今言いましたように財務省分として7%以上が12件、公営企業分の6%以上がトータル8

件ということで、今後、21年度の予定としましたら、財務省分で6%以上7%未満の件で一応予定としましたら5件。それと、公営企業分としまして5%以上が9件の予定。それと、簡易郵便局の分もちょっとありまして、6%以上7%未満ということで1件。できたら、これをいわゆる協議していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 今のその借りかえのことなんやけども、ここに出とんのは平たく言えば要するにそしたら2億8,800万円のこの分の借りかえることによって834万8,000円の減額になったと、そういう解釈ですか。そうでないんなら、例えば今いわゆる借り入れが幾らあって、幾ら、トータル、分かりますか、それ。それと、例えば5%なら5%、5%というたら高いな、4%ぐらい以上の、そのうち4%ぐらいな借り入れが何ぼあるかというのは分かりますか。

それと、この合併浄化槽の一応これで工事減額しとるわけなんですけれども。ということは、ほとんど使っていないということなんやけども、これで一応下水はもうほぼ終了と考えていいですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 繰上償還の件でございますけども、この予算書歳出の公債費、6ページですか、6ページの834万8,000円、これについてはさっきの借換債とは別でございます。といいますのは、借換債がこの3月末もしくは4月に借換債を執行しておりますので、これの利子については当然今まで繰り上げができてないんで、それに伴います利子については19年度は支払っております。ということで、この834万8,000円とは特に関係はございません。

それと、下水の残債務につきましては、下水道会計当初の一番最後のページにあるんで

すけども、町債の19年度末の現在高がトータル175億円ということで、平成20年度の下水道特別会計予算の一番最後のページに記載されております。

それと、下水道事業は基本的に終わりかというご質問なんですけども、汚水につきましてはおおむね終わっております。しかしながら、開発とか新規に家が建つとか、そういう場合にはどうしても地域に、場所にもよりますけども、基本的には下水道は延びていく、事業は進めていくといったことになろうかなと思います。

雨水事業は、先ほどからのご質問、基本計画策定業務委託の関係で、今後も雨水計画につきましては進めていく必要があるんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 175億円というのは後ろ書いてあるさかい分かってん。じゃなしに、このうちで高利の分や、それを聞いとんや、もうこれがどの程度で借とんのかというのは気になるから。言うたやろう、175億円で1%やったら、これどないなん、1億七千五百万円になるやん。だから、1%、2%というような金はばかにならん。だから、聞いとん、どないなとんねんて。

それと、その合併浄化槽、いや、これからつくっていくというのを事業進めるなあたり前のこっちゃが。そやなしに、今まで計画しとったやつは済んだんやなと言うとんねん。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 失礼しました。

先ほどの171億円のうちの5%以上につきましては、手許に資料がございませんので、はっきりした数字は申し上げることができません。

私の大体記憶しておりますのは、平成11年度ぐらいのときには2%前後だったというふうに記憶しておりますので、5%以上が余り

数が多いというふうなことはないんじゃないかというふうに思います。

それと、下水の関係でございますが、当初契約から進んでおりました分は17年度で一応完了ということで、下水の汚水につきましてはそういうふうなことで考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 うちね、私とこ、上田富夫の地主ですわ。3年ほど前にもう納めとらなあ。あれ、ほんな工事せんと金だけ取り込むんか。それ詐欺とちゃうんけ。平米何ぼ納め言うさかいに、納めたやんか。ほいで、工事済んどらへん。ほいで、あんた済んだ言うたな、今。もうこれなんじゃい、詐欺か。いや、まだ済んどらへん言うんなら話分かるけど、済んだ言うたら、おまえ、わしの金どないしてくれるんのやな。払わんのか。これは僕個人というよりもやな、こんなもん、おまえ、おかしいやんか、そやけど。下水入れますから分担金納めなさいというて言うてくるから納めたんやないけ。それで、おまえ、2年も3年もたって工事せんとほったらかしといて、今聞いたら、もう済んだと。どういうこっちゃ、それ。そんなもの通るんかや。そんなことが通る太子町か。それおかしいで。何で済んだんどや。ほなどないしてくれるんや、ほんならそれ、あれ、金。ほいで、おまえ、全町がや下水整備する言うたんちゃうんか、工事を。ややこしいからほかいとくんやな、そんなあほなことあらへんだろうが。わしのことやから怒るんちゃうで。そりゃ20万円や30万円の金、そりゃどっちになってもかめへんけどもよ。そんな不公平な行政の進め方というのはあんのか。わし人のことでも怒るよ。人のことやったら、もっと怒る。これ3遍なるさかい座られへんのや、どないしょうかな。

（「特例や」の声あり）

議長ほんまにやわ。むちゃくちゃやろ、そ

やけど、やりよること。

○議長（北川嘉明） 答弁できる。

経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

先ほど下水道事業として汚水について基本的小おむね終わったという話をさせていただきました。今上田議員お話しの件でございますけども、これにつきましては、受益者負担金はいただいております。その中で下水道管を引っ張っていくということでいろいろ協議をさせていただきました。そこで、里道、個人地の問題も一部あり、おおむねお話もできつつあった経緯もございます。その中で最終的には、いわゆる俗に民地に係る分については同意できないといったことから下水道管を入れられないといったことで、今現在はストップしております。ですから、その建物に配水ができるように同意をいただければ、いつでも対応できるといったふうなことでございます。

それと、下水道の負担金につきましては、基本的にはどの土地も1回だけの負担をしていただくといったことが負担金でございます。別段地目、土地については制限はございません。その中で農地について当分家から排水が出ないといった状況の中では猶予ということで対処をさせていただいた分があるということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 休憩します。

（休憩 午後1時25分）

（再開 午後1時25分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 自分のことでしつこう言うつもりはないし、そやけど、余りにも不誠実なこと言うとなんや。これ何年前からや思う、話し合いした、話し合いした言うて、何遍話し合いに来たんじゃ、ほんなら。わしあんたらの方から出した記録持っとるで。わし

がつくった記録じゃなしに、あんたが出して
った記録やないけ。あれ何遍来たんじゃ、ほ
んなら。あんたはそないなこと言うけどな、
うちの私有地の中に管通せというんがどだい
無理やろがな。そんなもん何で乗れるんじゃ
な。私有地の中に管通させえと、それなら引
いちゃるてなあ、そんなむちゃな話どこにあ
るんねんや。それも公道がないんなら、そら
しゃあないで。あんた、公道があるやないか
いな、わしの端に。その公道はやな、それは
曲がりくねっとるさかい入れにくい言やあ、
そらそうや。だけど、その曲がりくねっとる
さかい、入れにくいさかいうちの屋敷通って
真っすぐ入れさせえちゅうような、そんな
理屈がどこで通るや言うんや。ほな、うち
が、仮に私とこがあの土地を処分したときには
屋敷の中に下水が通ったたら、それ瑕疵
になるやないかいな。ほな、おまえ、資産価
値下がるんやで、そんなもん通ったたら。
だから、だめ言うとんやが。それをあんたが
通させん通させんというて言うんや。当たり
前だろうがいな、おまえ、私有地の中に下水
管通ささんというのは。これ、常識外れか。
あんたらの方が常識外れやがな。むちゃくち
ゃ言うるとるやないかいな。ほいで、所によっ
たらやな、ここ通って入れてくれ言うたら、
そこは私有地やさかいに入れさへんという
てよそでは言うるとるや、そんなことをよ。私
有地はやなあんたのこの工事持ちやという
て言うといてやで、勝手についたら、うち
の中へ私有地通させ通させ言うて、むちゃなこ
とと言うたてあっかいや、おまえ。そういう、
そんなことをこないなとこで言わすな言うの
や。だから、まだ下水は済んでませんと言う
んならともかくもやで、計画は済みました言
うて、そないなことこで聞いとってやで、
後になってから、上田、あのときに済んだ言
うたやろと、あんとき文句があるんやったら
何であのとき言わなんだ言われたらしまいや
でな。そんなええかげんなこと言いなはん
な。だから、今からきちっと、あの全部は済
んでおりませんと、一部残ってますというて

言い直してください。そやないと、全部済ん
だというのは絶対認めんから、僕は。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 先ほどの下水
道事業の汚水事業でございますけども、一部
残っているってことがありますということで、
先ほどの説明を撤回いたします。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませ
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないので、本
日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第7 議案第7号 平成19年度兵  
庫県太子町前処理場事業特別  
会計補正予算（第3号）

○議長（北川嘉明） 日程第7、議案第7号  
平成19年度兵庫県太子町前処理場事業特別会  
計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に  
提案理由の説明が終わっていますので、これ  
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないので、本  
日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

日程第8 議案第8号 平成19年度兵
庫県太子町水道事業会計補正
予算（第3号）

○議長（北川嘉明） 日程第8、議案第8号
平成19年度兵庫県太子町水道事業会計補正予
算（第3号）を議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に
提案理由の説明が終わっていますので、これ
から質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これも公営企業の関係での
今回上がっているのが財務省関係の融資の形
で、これを7.51%の繰り上げをやろうとい

う、またもうむちゃくちゃ高いやつやでね。だから、水道事業においてもこういうものが会計を圧迫するという形にもなり、先の前処理場もあるんですけども、一応この水道事業では財務省、公営企業、それぞれまだ高利のものがどれだけ残っていて、そしてこれからの借りかえ償還の計画について説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

水道事業の繰上償還でございますけども、これにつきましては、先ほどもお話が出ましたように、利率7.15で、平成21年度完了予定のものでございました。それについての繰上償還ということでございまして、その他の企業債につきましては、ちょっと手許に資料がございませんので、説明できないということでご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、本日の質疑はこの程度にとどめます。

~~~~~

#### 日程第9 議案第9号 町道路線の認定 について

○議長（北川嘉明） 日程第9、議案第9号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 特に何ですけど、この路線それぞれでどれだけ都市計画法等で40条で帰属する道路等はまだ実際は開発段階で行政的には都計法で出てくるものとして、この途中で巡回したりしてきちっと見よんかいね。もう最終的には手続がなされるから、その認定として処理をすればいいと、こういうこと

でやりよんのか、どっちなんですかね。

町がやった工事でもいろいろあちこちでやっぱり経年劣化とはいいがたい、いわゆるでこぼこができたりするようなこともあるんで、そこにはまた埋設管渠等のものもあるし、それは途中でもきちっと確認をしとかなんといけないと思うんですけど、そんなことはちゃんとやりよんかいね、どうですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

この開発関係の町道の太子町への帰属、これは寄附までの町の関与でございますけども、まず下水担当でございますけども、下水担当が碎石を入れる、もしくは舗装するまでに下水道管の検査を実施しております。

それと、街づくり課の担当が碎石を、もしくは路床といいますか、土のとき、もしくは碎石を敷いたときにプルフローリング検査というものがございまして、これによりまして検査をしております。その検査に通らなければ、要は下の土がやわらかいということで、土の入れかえ、もしくは安定処理とか、いろんな処理、処置を指導しております。ですから、その後に完了検査のときに各部署が行って、道路の幅とか側溝とかの検査を実施しております。

ですから、完成までには何回となく役場の職員が現地に赴いて検査をしているのが現状でございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これまでに、先ほど言われるような検査を通じてやり直しされたというのは何件ほどケースあるんですか。それやっぱり案外ないんじゃないですか。

ほいで、検査で異常があったというのはちゃんとどういう、それがそこで開発業者とは別に工事業者がおるわけですね。だから、それらがどこの業者であったかとか、いろいろ整理しとかなんといけない問題だと思うんです。だから、それらはできとんですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 私が当時担当していたときに手直しを2件ほどやっていたという記憶はございます。

ですが、最近のことにつきましては、私も十分把握しておりませんので、一回担当の方に聞いてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 これえらいこんなこと聞いてどないか思うんやけども、都市計画法第40条と、それから土地区画整理法第105条の規則による、これそれぞれ何か工法とか、そういうなんは違わんと。ただ、この法よっての認定するの違ひということだけですか。それだけですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 今議員さんがおっしゃるように、都市計画法、土地区画整理法、これは要は許可を求めたときに都市計画法のもとで許可を求めた。

それと、農住の土地区画整理法の法のもとで事業を執行したと。てことで、40条、105条、見出しは同じ書き方で、公共施設のように供する土地の帰属ということでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 そしたら、多分工法については一緒やろと思うんですけども、ちょっと私聞いときたいのは、前の横田収入役の前に、あそこの路線になるんかちょっとよう分からんのやけども、両わきに側溝がついてますね。あれが北からずうっと南へだんだん深うなってっとなですよ。途中から浅うなるんやね。あれ真っすぐ下へ下がったら、溝へ突き当たるんやね。ところが、その溝から20メートルぐらいのところで急に浅うなるんですよ。その浅うなったら、南へ対して水がはけへんからおかしいな思うたら、道路を横断

しとんやね。横断して東へ行って、ほいでその横断したとこの側溝が南へ行っとなやけど、何であんなことなるんかな。特別に理由があるんですか、あれ。僕はあのまま真っすぐ南へ同じ深さでいってしもうた方が流れやすいんと違う、わざわざあっこで横断をとるのは何か理由があるんですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 私もその今のご質問のそこについての細かい内容については承知しておりませんが、推測するに、そのまま西側の側溝を南の道まで行った場合に、その既存の水路の高さと東側の側溝の南につけ足した水路の、いわゆる既存の水路の高さの関係でもあったのかなあというふうな気がしますが、現実その図面等を見ておりませんので、はっきり分かりません。

以上です。

○議長（北川嘉明） 委員会付託するから、現地見に行つて。委員会付託しますわ。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第9号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第10号 太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第10、議案第10号太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを

議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 付託の関係であれなんですけど、一応この委員会でもちょっと言いましたが、このコピー、写しを交付するということではコピーをして渡すんですけども、町にはコピー機器、印刷機器等は別の業務のために置いておる。そういう中での必要なコピーとして提供するわけですから、一般的にこのA3以外のものについては5円で供給するところがあるんですから、民間でさえそういうことやってる中においては10円でも高いんじゃないかと思うんですけど、その見解を求めます。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 今回個人情報に関しましてはコピー代が20円が10円という設定をさせていただきました。県下の状況を把握しましたら、やはり10円というところがございます。ただ、個人情報といえども、あくまで個人の部分でございますので、応分の負担をいただくということの解釈でございます。

ただ、個人情報の中にも業者がその企業利益追求のためのそういったコピーを請求する部分もございます。道路位置指定関係とか農地法に基づくもの、そういったものを申請にも来られますので、そういったことから、やはり応分の負担が必要ではないかということでございます。それが最低10円ということで設定をさせていただいております。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第10号

は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第11 議案第11号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第11、議案第11号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第11号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第12号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第12、議案第12号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 質疑なしと認めます。
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第12号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。
したがって、議案第12号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第13 議案第13号 太子町在宅老人介護手当支給条例を廃止する条例の制定について**

○議長(北川嘉明) 日程第13、議案第13号太子町在宅老人介護手当支給条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この議案第13号の在宅老人介護手当支給条例を廃止することについては提案理由でも説明があるわけですが、家族介護慰労事業とダブるからもうやめるんやと、そういうものではないんやないですかね、本来は。介護保険は介護保険、それから在宅介護手当支給条例は支給条例、県がやるから必要ないというようなあり方自体が問題ではないかと私は思うんですけれど、この間に利用者は1名、3年間で1件のみだったと、だから関係ないかのように説明すること自体がおかしいと思うんです。その介護が必要なお年寄りを抱えて、そして介護をやっていく家族介護をしている人たちに対して若干でも支援ができたということをつくってるものでありますし、現実も家族介護というのは大変の域を超えておると。こうい

う状況でダブル支援をやってもだれも怒らないし、また必要であると思うんですけど、何で廃止するんですか。

○議長(北川嘉明) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(丸尾 満) 提案説明のときにもこういう説明申し上げたということなんですが、今桜井議員さんの方からその理由はということでのお尋ねでございました。

実は、この条例につきましては、ご指摘のとおり、介護保険法ができる以前からの条例……

(桜井公晴議員「分かっとなやて」の声あり)

でございますね。

だから、介護保険法ができたときに整理をしておけばよかったかと私は思いますが、やはり介護保険法以前の介護ということでの手当でございましたので、平成12年の介護保険法の制定のときにきちっと切りかえをしなかったというふうに私は思っております。

今時、県の補助を受けての条例でございましたし、県の整理をされるということとあわせまして、提案説明のときに申し上げました大多数が介護保険サービスの方に移行をされたということでの今回の廃止ということでございます。

以上でございます。

○議長(北川嘉明) 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 答弁になっとうへんねん、そないもんは。その当時の論議を見てもろうたら分かりますよ。だから、介護保険を導入したからということとは違って、これあるわけです。だから、県に同調する必要もないし、本町でこの条例を廃止する必要もないと、少なくともそのぐらいの支援をしたらどうやと、だから置いとけ言よんですわ。何で置いとかへんのですかと。

ほいで現実、運用上は介護保険の方で家族介護慰労事業としての形をとっとるわけでしょう。だから、何ぼそれほどむちゃくちゃにもう締め出し締め出ししたら、太子町は3年間で1件やけども、余り申請しても、そっ

からはみ出すようにはみ出すように運用したらあかへんがな。そうなるんや。だから、併給していくぐらいの姿勢でその家族介護支援をするということ、それで在宅介護の全体の条件が整っていくようにすると。大事なことで、私はそれを言よんやで。何で制度残さんのや言うて、県に同調して何もせんなんことあらへんやないかと。そういうこと言よんでしょう。何でですか。その12年のことはおかしいよ。それ残したんやもん。整理しとったんちゃうん、残したんですから。違いますか。

動きながら介護保険は改善する言うたんやで、町長は。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） ですから、介護保険法が12年にできました。それ以降定着をしてきたというのが今の状況でないかというふうに思います。ですから、平成12年当初はやはり経過措置ではありませんけども、きちっとした区分けするのではなしに、やはりそれまでの新しい制度に全部がすぐさま乗っかかるということは困難というようなことで、ここ8年ほど経過をして定着をしてきたというところでございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ちょっと違うわ。それはひもといてみな、ここにおったの何ぼもおらんのやけど、議員の中でも。そやかい、いわゆるとりあえず導入されて、動きながら改善すべきは改善する、ほんでやっぱりこういうものは大変やから言うて残しとるわけすわ。ほいで、8年たったら、そんなことはそのときに整理しとったらえんや言うんや、おたくらは。おかしいがな。これで何ぼ金がかからないな。町の一つの独自のものとして置けばえんですよ。私はそれ言よんや。何で置かんのか言うтонや。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど部長の方から申し上げたところですが、桜井議員のおっしゃる意味も十分分かります。8年を経過した

中、あるいは県もそういった行革の中で整理して、太子町もその方針でいかさせていただくということでご提案させていただいております。

○議長（北川嘉明） もう答弁ないですか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第13号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第14号 太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第14、議案第14号太子町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第14号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第15 議案第15号 太子町介護  
保険条例の一部を改正する  
条例の一部を改正する条例  
の制定について**

○議長（北川嘉明） 日程第15、議案第15号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第15号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第15号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第16 議案第16号 太子町後期
高齢者医療に関する条例の
制定について**

○議長（北川嘉明） 日程第16、議案第16号太子町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 先ほど、この影響したり負担が増えたりするようなことについてただしてきたんですが、本町の全人口が関係するわ

けで、在住のすべてが関係いたしますし、また各保険の家族になっているものが新たに75歳以上では対象となるような制度であり、また2年ごとに自動的に保険料が引き上げられるというような、一般的には自動税金料金引き上げ装置と、こういうふうに言われているぐらい悪質な制度で私はあると思います。だから、廃止しかないと思っておるんですが、町はやはり住民の立場で物事を考え、また制度を整理し施行するという、また住民福祉を基本とする地方自治体にあって大事なことだと思ふんです。

この制度が本当に何か住民にとって、これはようなんですかというのはありますか。一遍あったら教えてほしいです。まず、それ説明してください。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 住民にとっていいことというお尋ねでございしますが、これは法律ができた際にも言われたことと思えます。これはやはり高齢者の方々にふさわしい医療を目指したものであって、これがどの国民も75歳以上、俗に言う後期高齢者の域に達するわけですが、がやはり制度として長く安定的に医療が受けられるようにということで始められたということでございますので、太子町民に限らず、日本国民すべてこういった高齢者のふさわしい医療ということでこの制度があるということで答弁にかえたいと思います。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 答弁になっとらんで。私は一人ひとりの住民にとっていいことありますか言うたんや。何も長く、長くやないん。長くだったって、先ほど言うたように、全部保険料は年間18万円以上の年金所得者から天引きする、これ自治体何なりは滞納がのうてよろしいわ、その面で言えば。死ぬまでですよ、これね。後期高齢者というのは75から死ぬまでですわ。だんだんおかしくなってくるのは、ほんまにこれまで地域社会に貢献した人たちがこの年代に達した人たちにしたら、医

療には制限を加えるわけですからね、医療費の上限を。ほいで、担当医を決めて、あちこちでちょっと念のため診てもらおう思うたら、診てもらわれへんような仕組みをつくるというようなことでもありますし、ゼロ歳から74歳の者はそれぞれ各保険の状況によって4割を案分して負担をする。何がええことあります。

ほいで、一番これで社会保障を根幹から崩す医療保障、国民健康保険というのはよく相互扶助やという説明で切り抜けようと思しますが、もともとは皆保険制度の中で社会保障制度としてうたわれとんですよ。これはもう国民健康保険法の中にもあるし、これは社会保障なんです。その社会保障をなかなかこういうように保障が受けられない状況の者、それから大企業等共済も含めて、そういうところの者は何らかの形で保険制度の恩恵に浴するけれども、そうでない人たちがこの制度を受けられないということで皆保険を施行したんです。だから、それらのことが国の責任を交代させるごとに住民と自治体に負担がかかってきとんや。ほいで、この制度は特にええこと一つもあらへんと。だから、1つあるんやったら教えてください。だから、廃止しかないと言うとんで。

さらには、これらのことがここへ少なくとも国保に対する財政措置と。後期高齢者に対するものについては、運用される中では都道府県がしっかりと支援をすると、こういうことの中でここへ加入する人たちの負担を軽減どころやない、ほんまにその年代の人というのはもう大変なんですから。ほいで、現実には現役並みの者は3割、当たり前のようにとるといふ。これほどの制度の悪いのいないんだ。あんた方はもう全然人ごとや思うとるか分からんけども、町民にとってはもうこれ、金のない者は死ぬ、年いったら早く死になはれと、病気になりなはん言うたて、やっぱり体はだんだんだんだん長いこと使えば使うほど、無理して使えば使うほど足腰に障害が出るんや。そういう人たちを死に追いやるよ

うなものですやん。ほいで、まだおまけに資格証を発行したりして保険証からも遠ざけようとする。これは国保運営協議会で、いわゆる医師の方からも意見が出ていたことは、この間上山議員から報告してたようなことになるわけですけどね。ほんまに保険証がそこになかったら、なかなかでもない。ほしたら、だましていくんか言うたら、そうでもないしね。そういうふうはこの制度ほど悪いものはないんでええことありますかというて聞いとんのに、ええことについて教えてください、再度。そうでなかったら、こんなやめなあかんのです。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 端的にいいことあるんかと言われたら、メリットといいますか、そういうものはほとんどないと思います。ただ、この制度としてね……。

（桜井公晴議員「承知してへんのや、私は」の声あり）

○議長（北川嘉明） 続けてください。

○副町長（八幡儀則） 今おっしゃるのは、はっきり申し上げて国レベルでの話で、町で今言われてもちょっと私どもも戸惑いを感じるところでございますが、やはり現在高齢化というのがどんどん進んでおりますし、それに従って医療費の増大というものが見通しとしては膨れ上がっていくということは、これ間違いのないところございまして、その中で国民皆保険制度を維持するためにはどうしたらいいかというようなところでの国レベルでそういう国民皆保険制度を維持可能とするための今回の制度導入ということになってるというふうに思います。

したがいまして、ここで、太子町議会でいろいろご意見伺っても、はっきり申し上げて国レベルの話ですので、どうすることもできないといいますか、そして先ではこの後期高齢者医療については広域連合、兵庫県全体で取り組んでいるところでございますので、その現役世代とその高齢者とが支え合うような制度ということで作くり上げておりますの

で、ご理解をお願いしたいと、このように思います。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 それはおかしい。支え合うんやない、対立し合うんや。何で支え合えるんやねん。それは国の説明だけうのみにしたらそうなんや。しかし、この制度がええことが説明できんということははっきりしとるじゃないですか。だから、国レベルの問題、国の悪法も法なりでそういうふうになる、そんなこと私は何も、この制度がだから町もほんま言うたら、こんなこと困るという立場に立つべきやということ言よんですわ、何もね。

ほいで、一般会計等も国保でこうやられた、皆保険や皆保険や言うものの、国保の状況から見たら、支えることも一般で全体で支えたらどうやということも含めて、これを導入してええ言うた以上は、そういう支えも必要やということ言よんよ、私はな。もう国に対しては意見言わなんだら、これひどいことになることだけは、何で言うたら、現役世代に4割負担さすんですよ、もう目に見えて。そしたら、一方75歳以上の人も使えば使うほど、医療にかかればかかるほど現役世代の負担が増えるんや。これは仕組みとしてそうやってん。対立なんや。支援し合うんちゃうんや。結局対立を生むんや。

ほいで、高齢者の中でもあんたがかかってくるからやとか、こんな話になるんや。いやいや、それは、これそうやからや。増えるんや、間違いなしにね。ほしたら、医療費も、いや増えない保障がありますか、来年。2年に1回ずつ改定するんやで。増えない保障がありますか。あるんなら、約束してください。その分はみんなここでみようということなら分かりますよ。皆増えるんですよ。互いに対立するようなことになる仕組みなんです、これは。ほいで、全体としては報酬についても75歳以上を境にはっきりしとんですよ。あんた、議員やから、一番よう分かっと思うわ、この制度は。もうこの総括医療で低額で抑えるんやから。仕組みとしてはそ

ういう仕組みなんや。そうになったら、高度医療は受けられへんと。ほいで、担当の医師さえも決めてしまおうと。もう同じことで検査をする言うたら、この検査検査で回られたらかなわんと。そうじゃないんや。ある程度は、いわゆる最初にかかりつけ医と、また2次医療の先生ともやっぱりそういうふうになって、自分の元気でおれるようにしようと思ってかかっても、かかっていけることすら抑えるような仕組みやね。いいこと、だから一つもないんよ。ほいで、支援し合うということではないと。対立し合うような構図をつくるということ言よんですよ。

だから、今のような答弁で言われたんでは承知もできないしと思うし、皆保険を維持するという名目のもとに皆さんの暮らしを破壊する、医療を破壊するもんやと。聞いとけよ。ぐだぐだ言うて分からへんがな。分かっとなかいな。話ししとったら、分かるもんかい、言ようることが。

（「いや、聞いてますよ、目見て聞きますわ」の声あり）

何言うとなのや。そこでうだうだ言うような問題ちゃうやろう。これ大変なことやから、私言よんや。

だから、決まったものは仕方がないというようなことで言うんじゃないくて、やっぱり支援できることは支援する姿勢もあること、ほれから県にも言うことがあるんや。都道府県が出さなあかんのや、要求すること、やっぱり制度悪かったら、そういうことに物申すという姿勢に自治体立たなんだらやね、住民の暮らしどう守るんや、一番末端が一番いろいろあるんやから。私はそう言よんや。うば捨て山のような医療はもうあかんということを言よんやから。それ以外にほんまにええことがあるんやったら説明、一つも説明できへんのや。これできへんのや。できへんような仕組みや。違いますか。対応について説明を求めとんです。だから、一般会計の問題もいろいろ考えないといけないもんだと思ってます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） それこそ、今議員の質問の中にもありましたように、その支え合うというところで4割が現役世代が支えるというのが、それが対立を生むという考え方も、そういうとらえ方もあるんでしょうけど、ただやっぱり4割分を負担するということは、支え合うためにそれを出していただくんですからね。だから、それを対立だけにとらえるのは逆におかしんではないかと思います。

それと、その医療保険制度として、これをやはり国民皆保険として維持していく、これが一番ねらいだと思いますので、その辺ご理解をお願いしたいと、このように思います。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありますか。

12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 素朴な疑問として、この間道路特定財源のときに意見を物申す言うて出ていったわね。こんな法律に意見を申さんということは、町はこれがええと思うて意見言わなんだと違いますか。

いや、これがもし町民のために大変なこっちゃんとおっしゃるんなら、意見言うべきと違うんですか。町民の生命、財産守るというのが末端のこの市町村の仕事ですから、これは町民のためにならんぞと言うんなら、国が言おうと県が言おうと、それはだめやでというのを言うのが当たり前じゃないですか。そのために道路特定財源はどうあろうとも、その方がいいということで、この間意見出したんちゃうんですか。何でこれ出さないんですか。これはやっぱりこの方がええと思われたから出さなんだというふうに私は解釈するんで、しかしこれが決していいものやとは絶対思わんのですわ。このとおりでないと、一字一句変えるわけにいかんのですか、太子町独自の。というのは、見よったらひどいでしょう。例えば、10万円以下の過料とか、それから徴収を免れた金額の5倍に相当する金額の過料を科すとか、ほいでその下に情状により

町長が定めるっちゃんあ、どないなってもとのや、これ。

年がいたら、残念ながら私も一緒ですわ。余り人前でものをよう言えんようになるのや。だから、今でもごつつう控えとんや。いやいや、ほんまに。だから、75過ぎてった人はいろんなことがあっても、恐らく役場へ行っておかしいんと違うかというようなことを多分言う人は少のうなと思いますよ。それに、こんな10万円以下の過料とか、これ例えばこれは国が出してったんか知らんけども、こういう文言を太子町独自で変えるということとはできないんですか。お尋ねします。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず第1点目は、これは平成18年6月に健康保険法の一部を改正する法律、それに伴ってこういう制度というものがされておりますし、2点目の、いわゆる過料関係ですね、これは、ご存じのように、兵庫県での広域連合でしていますので、県下統一した条例の制定ということでございますので、例えば金額とか、その中身については同じもので、県下同じものを提案させていただくということでお願いしたいと、このように思います。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、変えたらあかんのかということを聞いたるわけや。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 県内で統一した、兵庫県後期高齢者医療広域連合という、その議会の中での過料とか事務を進めるに当たってのことはなってます。ただ、納期的には、例えば12月25日というような納期もありますし、例えば年末、12月31日というようなところもどうもあるというふうに聞いてますので、その辺の若干のことはありますが、基本的には同じものということでご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、それ理解できへんさかい聞きょんや。いや、これ太子町の条例や

ろう。なぜ太子町の条例が太子町の……。もっと基本的なことが無理としても、この10万円以下の過料というのとか、その5倍というのは町である程度カバーできるところと違うん、いや運用の仕方によって。僕はそう思うよ。極端な話、どっかから万一そういうものがあつたとしたら、どっかから、例えば極端な話、一般会計からこの分については補てんするとかということで、こんなきついというかやね、ほんまにこれ年寄りばかにし過ぎとるわ。もう悪いことするもんやというて決めつけとんですな。まずはせんで。ほんならな、これ、例えば年金から天引きや、言うたら。何でこないなこと書くんや、ほんなら。年金になって、年金から天引きされるもん言うたら、何ぼもおらへんで。だから、言うたら……。ほな、考えてみな、ほな20万円で年間240万円の年金で生活しよる人が実際こんなもん全部引かれて、手取り何ぼになる思うん。計算したことある。その人らが生きていけるか生きていけんかというような、こんなもんつくってやな、そんな計算してないということおかしいで。それ以下の人もいっぱいあるのやから。どないして生きていけというんや、ほんなら。その人らを支えるような、せめてもうちょっと優しい文章考えたらどないや、そやけどよ。10万円とるとか5倍とるとかというのは、そんなえげつないこと書くなっちゅうのや、ほんまに。死者にむち打つみたいなものやないかい。せめて文章からでも外せや、それ、ほんまに。ほんなら、よそがどない言うたら、いや太子町は住民に優しいんですという説明したら、それでえんだろうがや。何も太子町がその広域に対して納めんというんじゃなしに、その分を太子町がもったらえんやないかいな。大した金額やないがな。無駄遣いしよること思うてみないな、大したことあらへんがな。その辺を僕は聞いとんのや。

だから、そういう金額で変えられる思うとったら変えられるけど、変えへんのやというのと、絶対に変えられへんというのと意味は

全然違うんやから。分かるやろう、言よることとは。だから、あなた方の意思を尋ねよん、僕は。変えたくないから変えへんのやとはつきりそない言うたらええのや。そしたら、分かる。そやけど、変えられへんのや言うのと絶対意味違うから。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 提案でもご説明しましたように、これ県下41市町で広域連合を構成いたしております。県内すべて同じ内容でしております。今上田議員がおっしゃるような形でのということはありませんので、いわゆる中身についても統一した内容でご提案をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたい、このように思います。

○議長（北川嘉明） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第17 議案第17号 太子町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第17、議案第17号太子町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第17号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第17号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第18 議案第18号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長(北川嘉明) 日程第18、議案第18号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

本案については、2月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 討論なしと認めます。
これから議案第18号を採決します。
この採決は挙手によって行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(北川嘉明) 挙手多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されま

した。

お諮りします。

本日の日程第19、議案第28号と日程第20、議案第29号は本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第5日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(北川嘉明) 異議なしと認めます。
したがって、そのように決定しました。

~~~~~

**日程第19 議案第28号 重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長(北川嘉明) 日程第19、議案第28号重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(北川嘉明) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 本日追加で提出しました議案第28号重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について提案説明を申し上げます。

このたび県の行財政改革の一環として重度心身障害者介護手当の補助制度が見直されて、対象者、所得制限等の規定が改正されております。

県の改正趣旨としましては、障害者自立支援法による在宅の障害福祉サービスが充実し、そのサービスの利用が進んだことを踏まえ、当該介護手当の受給者の見直しを行うというものであり、また介護保険制度における家族介護慰労事業との均衡を図るため、所得制限及び支給対象の見直しを行うというものであり、本町においても県に準じた改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、まず最初に、支給要件としまして、過去1年間に自立支援給付サービスを利用したときは手当の支

給対象としない旨の規定を追加したこと。

2番目に、所得制限の方法を改め、従来障害者本人、配偶者、扶養義務者ごとに設定しておりました所得制限の基準を世帯単位に変更し、対象世帯は住民税非課税世帯としていること。

3番目に、手当の金額について、従来の月額1万円を年額10万円に変更するとともに、支給時期について、従来の年4回の支給から前年の12カ月分を翌年の2月にまとめて支給する方法に変更しております。

施行日についてでございますが、平成20年7月1日から施行することにしております。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第28号重度心身障害者介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

まず、第2条をお願いいたします。

介護者の定義の中で「障害者等」を「障害者」に改めております。これは従前の制度では準障害者の規定があったため、このような文言が残っていましたが、現在では不要ですので、「等」を削除するものでございます。

第3条をお願いいたします。

第1項の本文中で「支給停止する」を「支給の対象としない」に改めております。本条は支給対象の要件を例示したものであり、内容にふさわしい文言に改めております。

第1項の中で支給要件について第1号から第3号までの規定がありますが、第3号は過去1年分において介護保険によるサービスを利用したときは対象としないという規定がありますが、以前の改正の際の経過措置の部分を削除し、第3号を第1号に変更しております。さらに、新しく第2号から第4号までの3つの号を追加しております。

まず、第2号は、過去1年間におきまして障害者自立支援法に基づく介護給付サービスと訓練等給付のサービスを利用したときは対象としないという規定でございます。

さらに、第3号は、障害者及び障害者と同じの世帯に属する者が市町村民税の課税がなされているときは対象としないという規定であります。

最後に、第4号は、介護者が家族介護慰労事業の対象となっているときは支給しないという規定でございます。

第7条をお願いいたします。

支給要件の一つであります所得要件では、障害者等が市町村民税課税世帯に属する場合は手当を1年間支給停止するという規定でございます。

第8条をお願いいたします。

第1項の中で受給資格の消滅要件について第1号から第4号までの規定がありますが、これら各号を全面的に改正し、9つの号を設けて受給資格を失う場合を規定いたしております。

最後に、附則としまして、改正後の条例は20年7月1日からの施行であります。8月分として支給する手当から適用することとしております。さらに、それに伴う経過措置を規定しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 議案第29号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（北川嘉明） 日程第20、議案第29号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（北川嘉明） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第29号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案説明を申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布され、本年4月から後期高齢者医療制度が発足し、保険者は高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者支援金の負担や特定健康診査、特定保健指導の実施が義務づけられることになりました。

本町の国民健康保険においても、これらの費用に充てるための財源として国民健康保険税の課税額に後期高齢者支援金を加え、医療に要する基礎課税額、介護納付金とあわせた3本立てとする改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、後期高齢者支援金関係の条文の追加と基礎課税額の税率改正でございます。

施行日についてでございますが、平成20年4月1日から施行することとしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第29号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

まず第2条は、国民健康保険税の課税額に後期高齢者支援金等を加え、医療に要する基礎課税額、介護納付金とあわせて3本立てとするものでございます。

基礎課税額の課税限度額は56万円から47万円に改正し、後期高齢者支援金等課税額は基礎賦課額及び介護納付金と同様に所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額で課税し、課税限度額を12万円とする条文の追加でございます。

第3条は、基礎課税額の所得割額の税率を100分の6.2から100分の5.3に改正するもので

ございます。

第4条は、基礎課税額の資産割額の税率を100分の25から100分の20に改正するものでございます。

第5条は、基礎課税額の均等割額の税率を被保険者1人当たり2万6,700円から2万7,000円に改正するものでございます。

第5条の2は、基礎課税額の平等割の税率を特定世帯以外と特定世帯に区分し、特定世帯以外は2万7,600円から2万4,000円に改正し、特定世帯はその半額の1万2,000円とする条文の追加でございます。

特定世帯とは、75歳以上または75歳到達者が国保から後期高齢者医療制度に移行することにより、引き続き国保に加入する被保険者が単身となる世帯のことで、継続して同一世帯に属している場合には平等割額が5年間半額となる条文の追加でございます。

改正後の6条は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の税率を100分の1.65とする条文の追加でございます。

改正後の第7条は、後期高齢者支援金等課税額の資産割額の税率を100分の3.0とする条文の追加でございます。

改正後の第7条の2は、後期高齢者支援金等課税額の均等割額の税率を被保険者1人当たり6,900円とする条文の追加でございます。

改正後の第7条の3は、後期高齢者支援金等課税額の平等割額の税率を特定世帯以外と特定世帯に区分し、特定世帯以外は6,000円、特定世帯はその半額の3,000円とする条文の追加でございます。

改正後の第8条から第9条の3、第11条、第13条、第19条、第20条までは条文の整理でございます。

改正後の第21条第1項は、低所得者に対する軽減に関する条文でございますが、均等割額及び平等割額の改正に伴い軽減額を改正するものでございます。

第1号は、基礎課税額の7割軽減額を改正し、後期高齢者支援金等課税額につきまして

新たに軽減額を追加しております。平等割額の軽減につきましては、特定世帯以外と特定世帯に区分した軽減額となります。

第2号は、基礎課税額の5割軽減額を改正し、後期高齢者支援金等課税額につきましては新たに軽減額を追加しております。5割軽減につきましても、平等割額の軽減は特定世帯以外と特定世帯に区分した軽減額となり、軽減の判定には後期高齢者医療制度に移行した者の所得及び人数を含めて判定し、国保の加入者数が減少しても、5年間は従前の軽減が受けられることとなる改正でございます。

第3号は、基礎課税額の2割軽減額を改正し、後期高齢者支援金等課税額につきましては新たに軽減額を追加いたしております。2割軽減につきましても、平等割額の軽減は特定世帯以外と特定世帯に区分した軽減額となり、軽減の判定には、5割軽減と同様に後期高齢者医療制度に移行した者の所得及び人数を含めて判定し、国保の加入者数が減少しても、5年間は従前の軽減が受けられることとなる改正でございます。

同条第3項の2割軽減の規定は、従来は減免申請書の提出を要する規定でございますが、該当者には職権での適用に改めるため、条文を削除しております。

改正後の第24条は、条文の整理でございます。

附則第3項から第6項に関しましては、公的年金受給者の経過措置が平成18年度及び平成19年度限りの規定であったため、条文を削るものでございます。

附則第2項、改正後の附則第3項から第12項までは、後期高齢者医療制度に移行した

者に公的年金や長期譲渡所得等があった場合には、後期高齢者医療制度に移行した者のこれらの所得についても被保険者の所得と同様に課税の特例を適用し、軽減の判定所得とする改正でございます。

施行日は、平成20年4月1日となります。

なお、税率改正に当たっては、国民健康保険運営協議会を3回開催し、ご審議をいただいております。

また、今回上程する改正案につきましては、地方税法の一部を改正する法律案が国会審議中でありまして、関連する政省令についても未公布であるため、今後の国会の審議状況によっては細部や字句に変更が生じることがございます。

よろしくご審議を賜り、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本日の会議は議事の都合により、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は3月7日午前10時から開催いたします。

3月7日の本会議は、改めて開催通知はいたしませんのでご了承願います。

本日はこれで延会します。

ご苦労さまでした。

（延会 午後2時38分）